



第二次

坂井市教育振興 基本計画

後期

2026



2030

坂井市教育委員会

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 基本構想	4
第3章 基本計画	
1 SOE (Sakai Original Education) の推進	
1-1 確かな学力を育む教育の推進	9
1-2 SakAI (愛) 学の推進	12
1-3 社会の変化に対応した教育の推進.....	14
1-4 通うのが楽しい学校づくりの推進	16
1-5 就学前教育の充実	18
1-6 特別支援教育の推進	21
1-7 社会の変化等に対応した学校施設等の整備.....	23
1-8 健やかな体を育む教育の推進	25
1-9 教職員の資質向上	27
2 青少年の健全育成	
2-1 次代を担う青少年の健全育成.....	29
2-2 子どものための家庭及び地域における教育力の向上	32
3 生涯学習の充実	
3-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進.....	34
3-2 魅力と活力ある地域づくりの推進	36
3-3 図書館運営の充実	38
4 文化芸術の振興	
4-1 文化芸術活動の支援・育成	41
5 歴史的資源の継承と活用	
5-1 郷土の歴史を尊重する心の育成	43
5-2 文化財の保存と活用	45
6 生涯スポーツのまちづくり	
6-1 市民参加型生涯スポーツの推進	48
6-2 トップアスリート・チームの育成と支援.....	51
6-3 スポーツツーリズムによる交流人口の拡大	53
6-4 スポーツ施設の充実	55
資料編	57



第1章

計画の基本的事項

第1章

計画の基本的事項

1

計画策定の背景と趣旨

本市を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・超高齢社会の進行、グローバル化、急速なデジタル化 (AI、IoT^{*1}、ビッグデータ^{*2}等の技術革新)、地球規模での環境問題の深刻化、そして新型コロナウイルス感染症というパンデミックの経験など、様々な面において大きく変化しています。社会状況の変化により、市民意識も個性を重視する傾向が強まり、ライフスタイルも一層多様化しています。

こうした社会の変化は、子どもたちの教育環境にも大きく影響を与えています。児童生徒数の減少、学力や体力の問題、規範意識や社会性の希薄化、いじめや不登校の問題など、教育現場が直面する課題は複雑化・多様化しています。また、スマートフォンやゲーム機など様々なインターネット接続機器が普及し、AIやビッグデータの活用など、技術革新も急激に進行する中において、子どもたちが柔軟に対応する力や、多様な視点を持つ力、協働する力、課題を発見し解決に挑戦する力など、未来を切り拓くための資質・能力が求められています。このような時代において教育の力の果たす役割はますます重要となっています。

一方、国においては、令和5(2023)年に「第4期教育振興基本計画」(令和5年度～令和9年度)が策定され、福井県においても、令和7年3月に「第4期福井県教育振興基本計画」(令和7年度～11年度)が策定されました。また、本市では令和7年3月に「第二次坂井市総合計画後期基本計画」を策定し、「学ぶ意欲を支えるまちづくり」の実現を目指し、施策展開が図られています。

市教育委員会では、国及び県の計画を参酌しつつ、実情に即した教育の方向性を明確にするため、「第二次坂井市教育振興基本計画」の見直しを行い、学校教育をはじめ、家庭や地域における教育、生涯学習、歴史・文化芸術、スポーツの各分野においてSDGsの理念「質の高い教育をみんなに」を目指します。

4 質の高い教育を
みんなに



※1 IoT

家電や自動車といった「モノ」をインターネットに接続する技術。(= Internet of things)

※2 ビッグデータ

従来のデータベース管理ツールでは処理が困難なほど大量で、多様かつ高速に生成されるデータ群のこと

第1章

計画の基本的事項

2

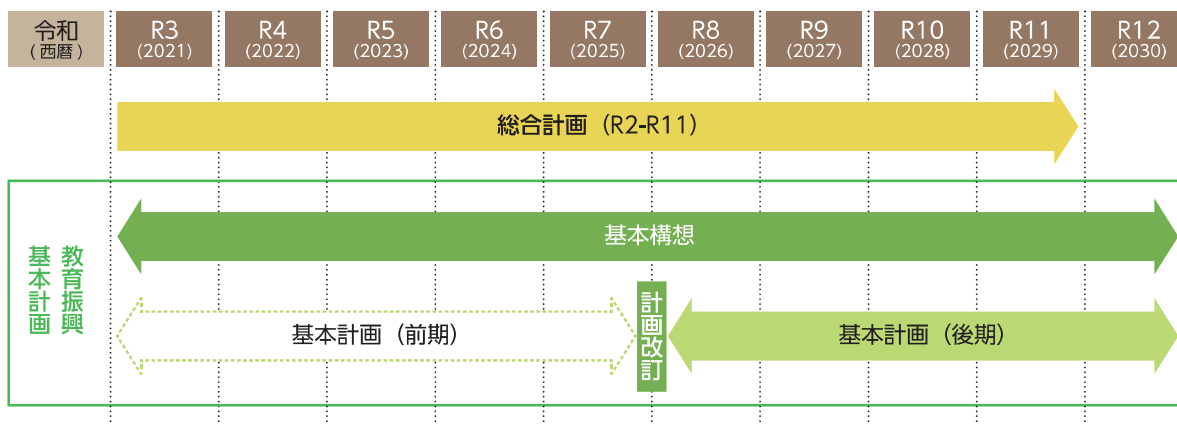
計画の位置づけ

- (1) 本計画における基本構想は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条の3に規定する大綱として、また、基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として位置づけ、本市の教育行政推進の基本となるものです。
- (2) 本計画は、坂井市総合計画の教育分野の活動計画であり、教育分野以外の各種施策と整合性を保ちながら、事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画は、教育行政推進の過程において、社会情勢の変化への対応など、変更する必要がある場合は、弾力的に運用するものです。
- (4) 本計画は、計画の中で示す各種施策に対して、市民の理解と協力の下、積極的な参加を期待するものです。また、国、県においては、積極的な協力、支援を期待します。

3

計画の期間

この計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を対象とした基本構想に基づいて、5年ごとの令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の前期期間と令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の後期期間に分かれています。



第1章

計画の基本的事項

4

計画の構成

構成

計画の基本的事項

基本構想

基本計画

主な施策

第二次坂井市総合計画

(令和2～11年度)

将来像

輝く未来へ…みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

基本目標

豊かな心と生きる力を育み、
未来を拓く都市づくり

整合

第二次坂井市教育振興基本計画

基本構想 (令和3～12年度)

推進

前期計画
(令和3～7年度)

後期計画
(令和8～12年度)

整合

第4期 福井県教育振興基本計画

整合

坂井市各種計画

○福祉保健総合計画 ○こども計画 ○環境基本計画 など



第2章

基本構想

第2章

基本構想

1

教育を取り巻く現状

(1) 少子高齢社会の進行

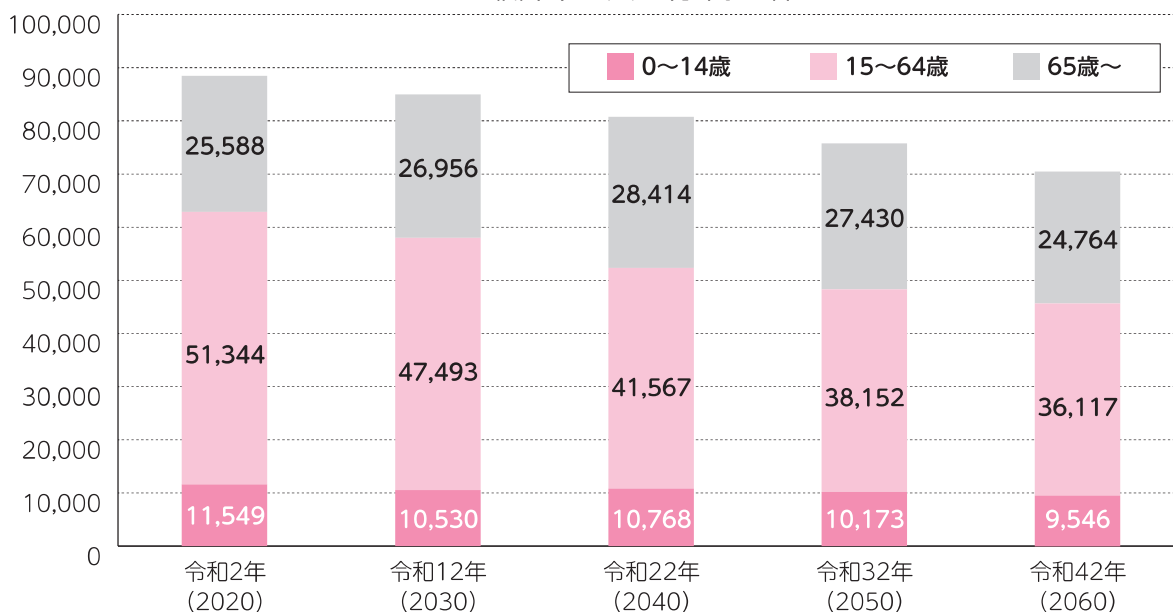
本市の将来人口推計によると、総人口は平成17(2005)年にピークを迎え、その後は減少に転じ、その傾向は今後も続くものと見込まれています。中でも0歳から14歳までの年少人口は、令和2(2020)年から令和12(2030)年までの10年間で1,000人余りの減少が予想されています。

また、児童生徒数においては、令和8(2026)年から令和13(2031)年にかけて1,000人弱の減少が予測され、今後小規模な小・中学校が増加することも予想されます。

このような現状の中、本計画に基づき教育行政を推進し、本市教育のさらなる質の向上を目指すことで、子どもを安心して学校に預けられる、子育てしやすい環境を整えることが必要です。年少人口の減少が見込まれる今後においては、一人ひとりの子どもたちの教育に社会を挙げて取り組んでいく必要があります。

あわせて、豊富な経験や知識・技能を持ち、量的にも拡大していく高齢者層が地域活動や経済活動における有力な担い手となっていくことも重要な視点です。今後、教育活動においても、高齢者の学習・文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりと高齢者のマンパワーとしての人材活用が期待されます。

坂井市の人口将来推計値

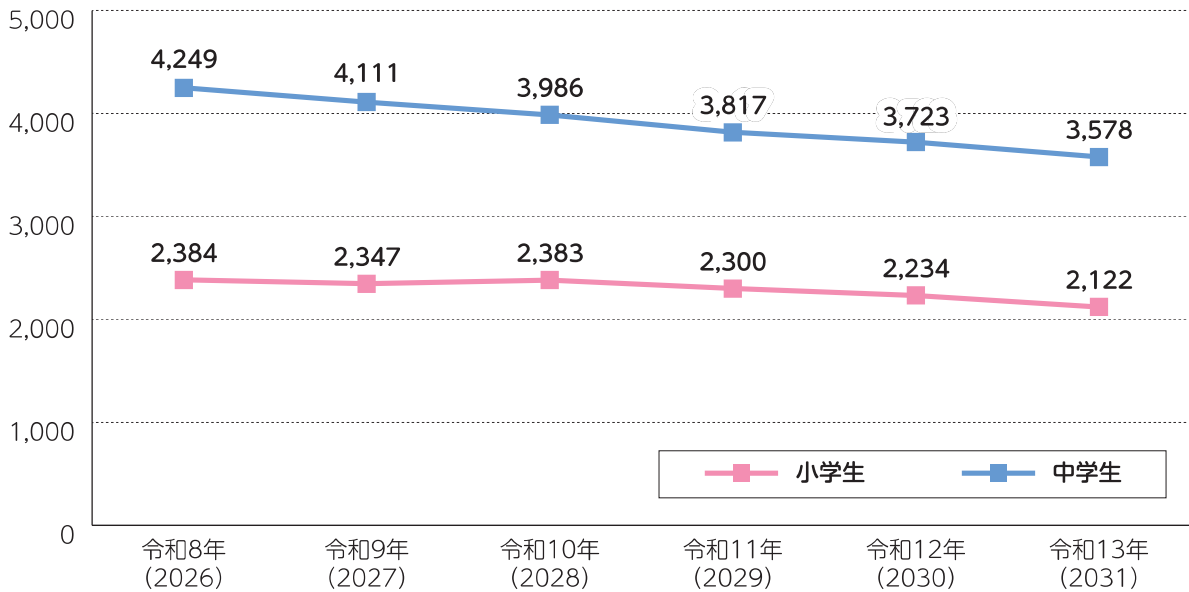


【出典】坂井市人口ビジョン(令和6年6月改訂)

第2章

基本構想

坂井市の児童生徒数の推移（推計）



(2) グローバル化の進展

情報通信技術の進展や交通手段の発達、市場の国際的な開放などにより、人・物・情報など、国を超えた移動が活発化しています。本市においても、アジア諸国をはじめとする外国人観光客や在留外国人の増加などにより、市民と外国人が日常的に接する機会が増加するなど、グローバル化が急速に進展しています。

こうした中で、外国に関する知識や異なる文化・歴史・習慣を理解するとともに、幅広いコミュニケーション能力を習得することにより、自国の文化、歴史、習慣について積極的に発信する異文化との交流は、国際的な相互理解を深めていくこととなります。

子どもたちには、世界規模で激変する時代を迎え、国際的に活躍できる人材となるため、柔軟に対応する力や異なった価値観を理解し認め合う力、自立した行動ができる力を養うことがさらに必要となっています。

(3) 急速な高度情報化の進展

令和12(2030)年頃には、IoTやビッグデータ、人工知能(AI)等の技術革新が進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会^{*1}(Society5.0^{*2})の到来が予想されます。

こうした中、現在の子どもたちを取り巻く状況については、スマートフォン、タブレット端末、SNSなどの急速な普及が進み、様々な分野においてこれらを活用した新たなサービスが創出されたことにより、私たちのライフスタイルは大きく変化しています。

第2章

基本構想

このような変化の激しい社会を生き抜くため、これからはICTの活用ができる基盤となる能力を育成し、新たな価値観を創造できる人材育成が必要となります。

一方で、SNSを通じた犯罪に巻き込まれる事案やネット上のいじめ、ネット依存などの懸念もあり、一層の情報モラルの向上や関係機関の連携も必要となっています。

(4) 家庭環境や地域社会の変化

都市化や過疎化の進行、世帯構造の変化、価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、人と人の関わりが希薄化し、地域の人々と関わる機会が減少する社会に変容しています。

家庭の状況に目を向けると、三世帯世帯の割合は年々低下し、核家族世帯の割合が上昇傾向にあります。また、地域の人々と関わる機会が減少することによる、地域コミュニティの希薄化が進み、セーフティネットの機能が失われることも懸念されています。

このような中でこそ、人と人とのつながりを生かした地域づくりを一段と進めていく必要があり、市民が主体的・自主的にまちづくりに参画することが、より豊かな地域社会の形成につながります。そのためには、規範意識や人間関係を築く力を高める教育が重要となってきます。

(5) SDGsの視点に基づく施策展開

SDGs(エスディーゼズ)とは、平成27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。令和12(2030)年を期限とし、地球環境や気候変動に配慮しつつ、持続可能な暮らしや社会の実現に国際社会全体が目指すべき17の開発目標のことであり、先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者など、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現のため、広範な課題に取り組むこととされています。

本市においては、第二次坂井市総合計画の施策において、SDGs施策体系を整理し、取り組みを行うこととしています。教育分野についても17あるSDGsの目標の一つであり、「質の高い教育をみんなに」をゴールとして、「すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」ための取り組みが求められています。

※1 超スマート社会

AIやロボットの働きによって、あらゆる人が快適に暮らせる社会。

※2 Society5.0

ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT、新たなネットワーク技術、デバイス技術などを駆使した未来社会。

第2章

基本構想

2

目指すべき人間像

- 多様な人間の人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人
- 地域の一員としての自覚を持ち、社会や地域に貢献をする人
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人
- ふるさとや自然を愛し、地域の文化や伝統を大切にする人

「教育は、学校、家庭および地域社会がそれぞれの役割の中で責任を果たし、連携して行うものである」との認識に立って、全ての市民が教育活動に参加することを目指します。

第2章

基本構想

3

教育の基本目標

「豊かな心と生きる力を育み 未来を拓く都市づくり」
— 人の心は 人を支え 人を育てる —

将来にわたって夢と希望にあふれる地域社会を実現するためには、人づくりが何より重要であり、子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるよう、感情豊かな人格形成のための支援、グローバル化や情報化の進展に対応できる人材の育成など教育環境の整備に取り組みます。

また、生涯学習や生涯スポーツの推進に取り組むとともに、地域固有の歴史や文化、芸術などを守り育てる心の醸成に取り組み、次世代に引き継ぎます。

基本目標 1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

基本目標 2 子ども一人ひとりを大切にす教育の推進

基本目標 3 最適な教育環境の整備

基本目標 4 多彩な学習機会の提供と創造

基本目標 5 豊かな生活を楽しむための文化の振興

基本目標 6 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

5年後の達成目標

	主 な 目 標	対 象	現状【R7】	目標【R12】
基本目標1	課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学校	79.5%	90%
		中学校	81.3%	90%
基本目標2	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校	89.7%	90%
		中学校	88.1%	90%
基本目標3	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小学校	89.6%	90%
		中学校	91.3%	90% 維持
基本目標4	分からないことや詳しく知りたいことがあった時に自分で学び方を考え、工夫することができるか。	小学校	85.7%	90%
		中学校	84.1%	90%
基本目標5	将来の夢や希望（目標）を持っている児童生徒の割合	小学校	84.1%	90%
		中学校	70.6%	80%
基本目標6	運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	小学校	90.6%	90% 維持
		中学校	89.5%	90%



第3章

基本計画

第3章

基本計画

1 SOE (Sakai Original Education) の推進

変化を予測することが困難な時代を前に、自らの生涯を生き抜く力を子どもたちに培っていくことがこれからの教育に求められており、そのために、学びは学校や教師から一方的に与えられるものではなく、自ら力を獲得していく形に変化していく必要があります。

そこで、坂井市では子どもが主役となる授業、誰一人取り残さない教育を目指していくため、坂井市の独自の教育、SOE (Sakai Original Education) を推進します。

1-1 確かな学力を育む教育の推進

○これまでの取組 (R3～R7年度)

- 小学校2～5年生を対象とした市学力調査の実施および分析を行い、授業改善を推進
- 外部有識者による探究的な学びの推進
- 学級サポーターの適正配置
- 学校司書を配置し、蔵書の充実および環境の整備を推進
- 「早寝、早起き、朝ごはん」「スマートルール^{*1}」による家庭における生活・学習習慣の啓発

※1 スマートルール

福井県では「ふくいスマートルール」(インターネットを利用した SNS などによるいじめや依存症などの生活習慣の乱れの未然防止のための、利用時間や利用方法等に関する方針)を策定しており、各学校では、家庭と連携して学校独自・個人のスマートルールを定めて、インターネットの適正利用について考え、話し合い、実行することを推進する取り組みを行っている。

○現況と課題

これまでの全国学力・学習状況調査^{*2}および市学力調査の結果から、本市の子どもたちの良好な点として、失敗を恐れなくて挑戦し、難しい問題でも分かるようになるまで考える粘り強さがあること、また、目当てをもち、主体的に学習に取り組む姿勢が培われていることが明らかになりました。

一方で、筋道を立てて物事を考えたり、相手にわかりやすく伝えるために表現したりする力、学んだことを生かしながら問題を解決する力が不足しているなどの課題がみられます。

これらの課題に対応するために、自ら課題を発見し、他と協働して論理的に解決する過程を大切にしながら教育活動を展開し、主体的・対話的で深い学び^{*3}を実現させる授業改善を継続していく必要があります。また、各教科で学んだことを総合的に活用しながら、自らの学びを実感できる社会体験や自

第3章

基本計画

1-1 確かな学力を育む教育の推進

然体験の場を地域の資源を活用して組み込むなど、横断的な教育課程編成上の創意工夫が必要です。加えて、義務教育9年間の学びが系統的に積み重なるよう小中学校の積極的な連携も非常に重要です。

また、このような教育活動の主役は児童生徒一人ひとりであり、多様な個の学びを保障するためにチーム・ティーチング (TT) ^{※4}や少人数指導など指導体制の工夫とともに、学級サポーター^{※5}の配置拡充など、個に応じた支援体制の充実がより一層求められています。

さらに、家庭におけるスマートフォンなどの普及に伴い、インターネット利用の低年齢化と長時間化が進む傾向にあり、生活習慣の乱れや体調不良などが社会的問題となっています。このような状況の中で、学校と保護者、関係機関、地域社会との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みが必要です。

※2 全国学力・学習状況調査 (平成19 (2007) 年度～)

日本全国の小中学校の最高学年 (小学6年生、中学3年生) 全員を対象として行われる調査。学力を問う問題だけでなく、児童生徒の学習・生活環境のアンケート調査も行う。

※3 主体的・対話的で深い学び

子どもたちが生涯にわたり能動的に学び続けるようにすることを目的とし、そのために必要な資質と能力を身に付けられるよう、主体的な学び・対話的な学び・深い学びの視点から学習の質の向上を図ること。何を学ぶかだけでなく、どう学ぶか、という「学び方」も教えるよう定めている。

※4 チーム・ティーチング (TT)

特定の教科で学級の子どもたちの状況に応じて、例えば、主に授業を進める教員と児童生徒に個別に対応する教員が役割分担をして、子どもたちの個別の課題に応じたきめ細かく行き届いた指導を行うこと。

※5 学級サポーター

児童生徒の生活面の補助、授業活動補助、安全対策補助などを行い、円滑な学級運営に当たること、また、気がかりな児童生徒への支援に当たることが目的とした支援員。各学校の実情に応じ配置している。

第3章

基本計画

1-1 確かな学力を育む教育の推進

○主な施策

施策の名称	施策の内容
子どもが主役となる授業の推進	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた個別最適な学び ^{※6} と協働的な学び ^{※7} の往還を通し、「子どもが主役となる授業」の実現を目指します。また、各学校における授業研究会 ^{※8} の活性化を支援します。
坂井市授業改善事業	全国学力・学習状況調査などを始めとした様々な調査結果を分析し、よりよい授業実践に向けて活用します。
ICT機器を活用した学びの推進	汎用型クラウドツールや学習支援ソフト、AI デジタルドリルの活用など教育DXによる学びの変革を推進します。児童生徒1人1台端末の活用方法を工夫し、個別最適化された学びを支援します。
カリキュラム・マネジメント ^{※9} の推進	総合的な学習の時間を中心に探究的な学びを進め、教科横断的な学習を目指します。
読書活動の推進	各校の読書活動を支援するとともに、児童生徒の知的好奇心を広げ、学ぶ意欲を高める情報センター ^{※10} としての役割を担う学校図書館の充実に努めます。
家庭における生活・学習習慣の確立	「早寝、早起き、朝ごはん」「スマートルール」の家庭での定着を図る等、生活・学習習慣の確立に向けた学校の啓発活動を支援します。

※6 個別最適な学び

個の学習進度や特性に応じた支援をしたり、個の興味・関心等に応じた学習の機会を設定したりして、児童生徒が自己調整しながら学びを進めていくことができるよう指導すること。

※7 協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。

※8 授業研究会

授業における指導力向上を目指して行われている教職員研修の一形態。授業を共同参観し、その後の研究会等を通して、学習課程の構成及び実際の指導展開に関する技術向上などを図る会。

※9 カリキュラム・マネジメント

学校教育目標の達成に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

※10 情報センター

子どもの主体的な学習活動を、豊富な資料と多様なメディアによって支えていく図書館のこと。

第3章

基本計画

1-2 SakAI (愛) 学の推進

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- ・「地域と進める体験推進事業」の実施
- ・小中高連携教育の推進

○現況と課題

児童生徒は、学校や家庭、地域社会など様々な環境から影響を受けながら、日々の生活を送っています。そのような状況の中で、未来にたくましく生きる人材を育成するためには、家庭や地域、各種団体などとの連携を強化することが重要です。

本市では、そのような視点に立ち、市内各校に「家庭・地域・学校協議会」を設置し、学校・家庭・地域の連携強化に取り組んでいます。そして、学校経営の方針・実情を積極的に情報公開するとともに、その活動等の評価についても、保護者をはじめ地域の方の評価も積極的に取り入れ、教育活動の活性化に生かす実践を展開しています。また、学校の授業や行事などの教育活動に保護者や地域の人に参加し、学校を支援する体制が進んできています。今後は、このような取り組みをさらに充実させ、家庭・地域に根ざした学校づくりを推進していく必要があります。

また、本市には、県立高等学校が3校ありますが、いずれも前身校を含め歴史ある高校であり、「地元の高校」として地域に根づいた教育活動を行っています。伝統あるこれらの高等学校と小中学校が地域の特性を生かした交流を今後も継続していくことも大切です。

さらに、子どもたちの「シビックプライド[※]」を醸成していくために、SakAI (愛) 学を推進します。これからの自らの地域の課題等を改善する探究的な学びを実現し、ふるさとに誇りや愛着をもち、新たな活力を生み出す人材を育成していくことが必要です。今後も地域の方たちと連携しながら、ふるさとの自然・歴史・文化に触れる体験活動の機会を創出していくことが必要です。

※シビックプライド

都市に対する市民の誇り。自分が市民として地域に生きる主人公だという誇り。

第3章

基本計画

1-2 SakAI (愛) 学の推進

○主な施策

施策の名称	施策の内容
ふるさとの魅力 探究学習の推進	学校・地域・産業・行政が連携し、自分の住むまちや地域について考えるシビックプライド学習を実施します。
探究学習推進事業	外部有識者に探究学習に関する指導助言を依頼し、学校における探究学習の推進をサポートします。各課や関係企業との連絡調整を行います。
SDGs の実現を 目指した教育	持続可能な社会を創造していくことを目指す学習を推進します。
「ふるさと坂井体験学 習事業」の推進	ふるさとの自然・歴史・文化に関する素材を教材として活用するとともに、各校において創意あふれる学習活動を推進します。
伝統行事・芸能 ふれあい事業	校区に伝えられている行事への参加や、三味線、和太鼓など伝統芸能に関する各校の活動実践を推奨するとともに、その取り組みの充実に向けた支援を進めます。
小中高連携教育の推進	探究的な学びや部活動の連携など、高等学校の特長や地域性を生かした小中学校との交流・連携を推進します。

第3章

基本計画

1-3 社会の変化に対応した教育の推進

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- AET^{*1}派遣事業による小学校英語教育の充実
- 小学校低学年からの外国語に慣れ親しむ活動の実施
- 教科指導員^{*2}による外国語授業づくり研修の実施
- 小学校から中学校へと系統的なプログラミング教育の実施
- 「GIGA ワークブックさかい」^{*3}による情報活用能力の育成

※1 AET (Assistant English Teacher)

小学校3~6年の外国語活動および外国語科の言語活動の支援のために、市費で派遣している英語指導助手。

※2 教科指導員

外国語教育の専門とする市費の指導員。小中の授業を参観し、教員の指導や研修の実施。AET や ALT と学校の連携も行う。

※3 GIGA ワークブックさかい

一般財団法人 LINE みらい財団 (LINE ヤフー株式会社) と連携し作成した「情報モラル」と「情報活用能力」の育成や向上を図るための教材

坂井市 HP に掲載 <https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/gakko/gigaworkbook.html>

○現況と課題

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来により、これからの社会を生きていく子どもたちには多様な対応が求められています。また、家庭の経済格差が子どもの学力差や就職格差として現れる「格差の固定化」が社会の問題となっています。

グローバル化の対応として、市内小学校では独自に国際交流を推進している学校もあり、異文化を体験することにより国際理解教育を推進しています。また、外国語教育では小中高を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする力を身に付けさせることも重要です。

情報教育では、これから「Society5.0時代」を生きていく児童生徒に対し、学習の基盤となる「情報活用能力」を「GIGA ワークブックさかい」を活用し、教科横断的かつ発達段階に応じて育成していきます。また、第1期 GIGA スクール構想^{*4}において1人1台端末を含む ICT 環境の整備を行いました。第2期 GIGA スクール構想においては1人1台端末を徹底的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて授業改善を推進していきます。さらに、予測困難な時代において学校へ登校できない状況が起きても、オンライン授業で対応できる ICT 環境の整備も必要です。

ライフデザイン教育についても、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる能力や態度を身に付けることが求められています。昨今の技術の進歩に伴い生産性が高まり、労働が軽減され、生活が便利になった反面、幼児期や小中学校の時期において、家庭での手伝いや地域での勤労体験が少なくなっており、働くことの喜びや感動、厳しさを感じにくくなってきている状

第3章

基本計画

1-3 社会の変化に対応した教育の推進

況にあります。そこで、市内全中学校では、中学生の勤労観や職業観の育成および社会性を醸成するために、地域や企業と連携した取り組みを実施しています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の実現を目指した教育の推進が求められており、教科を横断した活動の中で、環境や福祉等さまざまな課題を自らの問題として捉え、日常を見直すための学習機会を充実していく必要があります。

今後も学校の学習と社会を関連付けた教育を、家庭や地域と連携して進めていくことが大切です。

※4 第1期 GIGA スクール構想

1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する5年間計画。

○主な施策

施策の名称	施策の内容
国際理解教育の充実	広い視野に立ち、異文化を尊重し、異なる文化を持った人たちとも共に生きていくことのできる資質や能力の育成を目指した各校の創意あふれる活動を支援します。また、小学校において外国語が教科化されたことに伴い、一層の言語活動の充実を図るため、AET 派遣事業を継続します。
SakaiICT 推進プラン	第2期 GIGA スクール構想に対応した環境整備や教員への ICT 活用能力の向上を図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて授業改善を支援します。 「GIGA ワークブックさかい」を活用し、情報活用能力の育成を図ります。また、予測困難な時代において学校へ登校できない状況が起きても、オンライン授業で対応できる ICT 環境の整備を実施します。さらに、遠隔地や海外等の児童生徒との学びを実現します。
ライフデザイン教育の充実	児童生徒が自らの力で「自分らしい生き方」を選択していくことができる力を身に付けられるよう、「働くこと」「社会の中で役割を果たすこと」についての意義を理解し、必要な意欲、態度や能力を育てるための計画的、系統的なライフデザイン教育が展開されるよう指導、支援します。
SDGs の学習と活動の推進	人権・環境・貧困・平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人ひとりができることを考える学習を推進し、持続可能な社会を創造する担い手を育成します。

第3章

基本計画

1-4 通うのが楽しい学校づくりの推進

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 全ての学校に教室以外の居場所を設置
- 魅力ある学校づくり担当者研修会の実施
- 小中連携教育推進事業の実施
- スポーツ交流会を通した中学校区小学校での交流の実施

○現況と課題

教育の目指すものは「人格の形成」です。その意味でも、個人の能力を最大限伸ばし、自立した人間を育てるとともに、地域社会の構成員としての「人づくり」が公教育の使命だと言えます。

現在、大きく変化する社会環境に伴い、「人づくり」における「豊かな心の育成」が以前にも増して重要となっています。家庭や地域の教育に対する考え方が多様化し、異世代との触れ合いや豊かな自然体験、生活体験が不足する中で、どのように児童生徒の「人間関係形成力」や「自己有用感」など心の活力を高めるかが大きな課題となっています。

こうした課題に対応するため、道徳教育や特別活動の一層の充実が望まれます。道徳教育を通して、児童生徒に規範意識、正義感、思いやりの心、自然に対する畏敬の心などを育み、道徳的心情や道徳的判断力、道徳的実践力を育成することが必要です。

また、特別活動の時間を通して、集団の一員として望ましい生活や人間関係を築こうとする態度を育てるとともに、自分の生き方についての考えが深められるようにすることが大切です。自分の強みや心の強さを引き出し、前向きな心や逆境に打ち勝つ力を育む取り組みを検討していくことも今後の課題です。

本市では、いじめを積極的に認知し早期対応できるよう取り組んでいます。令和元(2019)年5月に改訂された「坂井市いじめ防止基本方針」などに基づき、道徳教育や人権教育の推進によるいじめの未然防止や、アンケートや教育相談などによる早期発見および再発防止を含めた事案対処に努めています。

不登校については、全国的な傾向と同様に本市においても年々増加しています。本市では、平成30(2018)年度から全ての小中学校で「魅力ある学校づくり」を推進しており、児童生徒の声に寄り添い、授業や学校行事を見直すことで、「通うのが楽しい」学校を目指します。

これらの生徒指導に関する課題については、保幼小連携・小中連携により継続的に取り組むほか、家庭や関係機関などと連携し対応していきます。

第3章

基本計画

1-4 通うのが楽しい学校づくりの推進

○主な施策

施策の名称	施策の内容
道徳教育の充実	児童生徒に望ましい生活習慣や規範意識、思いやりの心などを育てるため、創意工夫による「考え、議論する道徳」の授業の推進や体験活動の充実、家庭や地域との連携など、各校の取り組みを支援します。
ふれあい学習・体験学習の充実	異学年間の活動や地域の人々との交流、さらにはスポーツ交流大会や自然教室など、他と関わる活動を行っていく中で、互いに「認め合い、助け合い、励まし合う」豊かな人間性の育成に取り組みます。
人権教育の推進	各校で児童生徒の実態や地域の実情に即した人権教育全体計画を作成し、道徳での実践を含め、特別活動や各教科など、教育活動全体を通して人権教育を推進します。
魅力ある学校づくりの推進	児童生徒の意識調査を基に授業や学校行事を見直し、児童生徒が主体的に学習や活動に取り組むことでの自己肯定感・自己有用感を高め、不登校の未然防止につながるよう支援します。「魅力ある学校づくり」に関する研修会などの充実に努め、各校における児童生徒の声に寄り添った取り組みの推進を指導、支援します。
教育相談活動の推進	家庭、関係機関との連携の下、気がかりな児童生徒についての理解、対応を適切に行い、いじめ、不登校などの未然防止・初期対応・自立支援に向けて、不登校児童生徒支援会議・小中連携会議を実施し、さらに市教育支援センターやステップスクールさかい ^{※1} の機能充実に努めます。全ての学校に不登校やその傾向にある児童生徒の教室以外の居場所「SakAI（愛）ルーム」 ^{※2} を設置します。
小中連携教育推進事業	小学校から中学校に入学する際の「中1ギャップ」と呼ばれる急激な学校生活環境の変化により、様々な問題が発生することがあります。このことに起因する不応答を克服するため、義務教育9年間を見通した学習指導、生徒指導等の円滑な接続と一体性のある教育活動が実現できるよう指導・支援を行います。

※1 ステップスクールさかい

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別の施設で学習等の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室である。通室する児童生徒は、学校への出席として扱われる。坂井市では、平成23年度から市教育支援センター内に設置している。

※2 SakAI（愛）ルーム

校内における教室に居づらい児童生徒が安心して過ごせる居場所。児童生徒数の多い学校を中心に校内サポートルーム支援員を配置し、教育相談や学習支援を行い、学級への復帰を目指します。

第3章

基本計画

1-5 就学前教育の充実

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 「架け橋カリキュラム^{※1}」を校区の園と小学校で構成し、基本理念を共有する。
(架け橋カリキュラム研修会、幼小接続推進会議の実施等)
子どもに関わる大人が学びの伴走者として、「子ども観」「学習観」「指導観」を捉えなおす。
- 園と小学校の連携の深化 (合同研修や保育・授業参観を通して相互理解の促進、架け橋カリキュラム構想シート・あしあとシート^{※2}による成果と課題を共有・実践)
- 学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム^{※3}「ふくい18年教育」に基づき、0歳から自己発揮しながら遊び、学び続ける探究者として、幼児期の学びの芽生えを小学校以降も発揮できるよう教育課程をつなぐ。

※1 架け橋カリキュラム

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「架け橋カリキュラム」を導入している。5歳児から小学校1年生までの「架け橋期」において、園と小学校が連携し、子どもの学びや育ちをつなぐことを目的としている。

※2 あしあとシート

園や学校での子どもの育ちや学びの様子を記録・共有するためのツールで、「架け橋期」における情報連携を支援する。

※3 学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム

5歳児と小学校1年生の2年間を「架け橋期」とし、「希望のバトンカリキュラム」を活用して坂井市内の全園小学校で、幼児教育と小学校教育の接続を図る取り組みを実践している。

○現況と課題

幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育は子どものその後の生き方を大きく左右する重要な役割を担っています。

本市では、これまで集団生活の中で基本的な生活習慣や態度、活動意欲、豊かな心情や思考力などを養う幼児教育に取り組んできました。

また、質の高い教育と保育を提供するために、平成26(2014)年4月から保育所と幼稚園を一体化した幼保園・保育所の再編や認定こども園の新設を進め、平成28(2016)年度にはすべての市立幼稚園が幼保園に移行し、ハード・ソフト両面の充実を図りました。

さらに、幼保園・幼稚園・保育園(所)・認定こども園から小学校へ入学する際の環境の変化の影響を少しでも緩和し、小学校生活への円滑な接続を図るため、毎年小学校区ごとに、小学1年生の担任と各園の5歳児の担任が情報交換をしながらスタートカリキュラム^{※4}を作成するなど、教育活動の連携に取り組み、保幼小連携に対して一定の成果を上げてきました。

その後、平成29(2017)年3月に同時改訂された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認

第3章

基本計画

1-5 就学前教育の充実

定こども園教育・保育要領および小学校学習指導要領では、これまで以上に保幼小連携を強化し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を連続性と一貫性をもって図ることの重要性が示されました。さらに、これを受けて令和7（2025）年3月に福井県保幼小接続カリキュラム^{※5}である『学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム「ふくい18年教育」－0歳から18歳自己発揮し遊び・学び続ける探究者－』が改訂されました。子どもに関わる全ての大人が、子どもの探究的に遊び・学ぶ姿を見取り、この歩みを共有し、子どもの学びの伴走者になっていくことを理想として示されています。

このことから、地域や園・学校の実態を踏まえながら、保幼小連携のより一層の強化を図る必要があります。

また、家庭の多様な生活状況や子育て支援ニーズを踏まえて、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の思いに寄り添いながら、柔軟に対応することが重要となっています。適切な対応力が求められるため、保育者に対しての助言を行うほか、専門性や人間性を高める研修を推進し、人材育成や幼児教育の資質向上を図ることが必要です。

※4 スタートカリキュラム

幼児期の学びを小学校教育につなげるための取組で、入学当初の1年生が安心して学校生活を始められるよう支援するもの。

※5 福井県保幼小接続カリキュラム

福井県では、平成27年3月に子どもの学びの連続性を保障するものとして、5歳児と小学1年生の2年間に焦点をあてた接続カリキュラム「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム－学びに向かう力をはぐくむ－」を策定した。平成27年度から、県下すべての小学校でこの冊子を活用した実践に取り組む。平成31年3月には、従来のカリキュラムに3・4歳児の部分を追加し、子どもの育ちのプロセスが見えるものとし「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム－学びに向かう力を発揮する－」が改訂された。

令和7年3月には、「学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム「ふくい18年教育」－0歳から18歳 自己発揮し遊び・学び続ける探究者－」を改訂した。

架け橋カリキュラム研修会時に今年度の「あしあとシート」を見ながら、各校区で園と小学校が共に振り返る。それぞれのプロセスを次年度へ向けて「構想シート」に作成する。自己発揮する姿がつながる遊び・学びのプロセスをベースとし、5歳児担任から遊びの中の学びを聞き、子どもの資質・能力を探る。

小学校教諭は、5歳児の遊び・学びのプロセスの発展として就学した際、新1年生が自己発揮できるスタートカリキュラムを構想する。「構想シート」を接続推進担当者と共に共有し、新1年生担任へ引き継ぐ。

5歳児担任は資質・能力がつながり、自己発揮する姿を就学後も引き継ぐ目的として、年度末に「あしあとシート」を校区の小学校へ提出する。新1年生担任は「構想シート」と合わせて、架け橋期の自覚的に学ぶ姿を作成する。「構想・あしあとシート」を接続推進担当者と共に共有し、次年度へ引き継ぐ。

第3章

基本計画

1-5 就学前教育の充実

○主な施策

施策の名称	施策の内容
保・幼・小連携の推進	<p>小学校生活への円滑な接続を図るため、小学校教諭と保育者が互いに小学校や園を訪問し、幼児期の遊びを通じた学びと小学校の各教科等の学習のつながりを見取り合います。</p> <p>また、各小学校区の小学1年生担任と園の5歳児担任が中心となり、「学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム」を活用して連携・交流を図ることを推進します。</p> <p>「接続推進活動計画」の作成を支援するとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る「架け橋カリキュラム」の編成・実施など、相互の連携を推進します。</p>
保育者の資質向上の推進	<p>指導主事が幼保園、幼稚園、保育園（所）、認定こども園を訪問し、保育者への助言や指導を行うほか、県や市が主催する研修への参加や園内研修を推進し、人材育成や幼児教育の資質向上を図ります。また、就学に対する助言・指導を行います。</p>
保護者との連携	<p>円滑な就学を支援するため、保護者に寄り添った体制の整備を図ります。また、発達状況や教育的ニーズに応じて、個別の就学相談を実施し、必要に応じて小学校への見学機会を提供することで、就学後の小学校生活への理解を深めます。</p> <p>また、面談や情報提供を通じて保護者の不安や疑問に丁寧に対応し、家庭と連携した支援体制の構築に努めます。</p>

第3章

基本計画

1-6 特別支援教育の推進

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- ・ 関係機関と連携した特別支援教育研修の実施
- ・ 教育相談体制と就学指導体制の強化 (特別支援教育指導員の配置)

○現況と課題

全国的に、特別支援教育や個別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。現在、本市においては全ての小中学校に特別支援学級が設置されており、通級による指導^{*1}も含め、児童生徒がそれぞれの特性に配慮した教育を受けられるよう多様な支援を行っています。

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対応した指導を行うため、支援会議を開き、関係機関などとの連携を図りながら支援内容を検討するなど、各校で校内支援体制を整えています。

また、障がいのある子どもとない子どもが、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮^{*2}の下、共に学ぶことができるインクルーシブ教育システム^{*3}構築の一層の推進に向け、教員に対する研修を各校で実施しています。また、本市においても医療的ケアの必要な児童生徒が入学するようになっていきます。今後さらに、児童生徒をはじめ保護者、地域社会への相互理解を促進する必要があります。

今後も、幼保園・幼稚園・保育園(所)・認定こども園から小学校、中学校へ、さらに高等学校・特別支援学校高等部へと一貫した指導・支援が引き継がれるように、移行時における支援体制の整備や関係機関とのネットワークの充実・整備をさらに推進していくことが求められます。

※1 通級による指導

通常の学級に在籍しながら、一部本人の特性に応じた特別な指導・支援を特別な場で受けることのできる制度。

※2 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設でのバリアフリー化など。

※3 インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の下、できるだけ同じ場で共に学ぶことを追求する仕組みづくり。

第3章

基本計画

1-6 特別支援教育の推進

○主な施策

施策の名称	施策の内容
特別支援教育 スキルアップ事業	気がかりな児童生徒に関する校内支援会議の充実を支援するとともに、他機関が開催する研修会への参加を促進するなど、特別支援教育に関する全教職員の資質向上を目指し、共通理解の下連携してその実践を展開します。
教育相談 ネットワークの充実	各校において、児童生徒個々に応じた教育相談ネットワーク（各校種間・県特別支援教育センター・特別支援学校・相談支援事業所・放課後等デイサービス・専門医・市教委など）を構築します。その連携の下、関係保護者への適切な教育相談・就学指導を展開します。
インクルーシブ教育 システム構築の推進	インクルーシブ教育に関する児童生徒・保護者・地域社会への相互理解を促進するため、教職員の研修など教職員の理解啓発の充実を図ります。また、障がいについて理解を深めるための学びの場を設けます。
学級サポーター配置 事業	児童生徒の状況を把握し、合理的配慮を踏まえた学校生活が円滑に行えるように、必要に応じて学級サポーターの拡充や医療的ケア児については看護師の配置に努めます。

第3章

基本計画

1-7 社会の変化等に対応した学校施設等の整備

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 学校施設の長寿命化の推進
- 小学校トイレの洋式化
- 全中学校屋内運動場に空調設備を設置 (R7年度)
- 小中学校特別教室に空調設備を設置 (一部を除く)
- 民間の屋内プールを活用した委託事業の推進

○現況と課題

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育施設として重要な意義を持つため、発達段階に応じた安全で質の高い施設として整備する必要があります。

耐震補強工事は全て完了しましたが、施設の老朽化が進んでいくことから計画的に改修工事を行っていく必要があります。工事を進めるに当たっては、全ての児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるように配慮することが求められます。

また、近年の気候変動に伴う夏場の熱中症対策として、全ての普通教室に空調設備を設置しており、特別教室についても一部を除き設置が完了しています。さらに、授業・部活動時間などの確保および指定避難所としての機能強化も含め、中学校の屋内運動場に空調設備の設置を完了しています。今後は、これらの設備を適切に維持・管理しながら、快適な学習環境の保全に努めていく必要があります。

学校プールについては、小学校19校全てに設置されていますが、非常に老朽化が進んでいる状況です。現在は、維持管理に多額の費用を要することとなるプールから、順次、民間の屋内プールを活用した委託事業へと移行を進めております。なお、移行後のプール跡地の有効活用については、今後検討していく必要があります。

学校給食では、児童生徒の心身の健全な発達と、食に関する正しい理解と判断力を養うことを目的として、市内全小中学校で完全学校給食を実施しています。

各地域の実績に応じて、給食センター方式・自校方式・デリバリー方式で、地域ごとに提供しています。

今後も、施設および調理機器の適正な維持管理に努めながら、安全で安心な学校給食の提供について考えていく必要があります。

第3章

基本計画

1-7 社会の変化等に対応した学校施設等の整備

○主な施策

施策の名称	施策の内容
快適な学習環境の保全	老朽化が進んでいる学校に対して、外壁塗装や内装、屋上防水、電気・水道・機械設備などの長寿命化改良工事を計画的に実施します。その他、ICT環境や空調設備、照明などの整備を含め、改善が求められる箇所については計画的に整備・改修を実施します。
学校プール跡地の活用の推進	民間の屋内プールでの委託事業に移行した学校については、プール跡地の活用方法を検討し、学校の実情に合った有効活用を図ります。
学校給食の実施方法と運営体制の見直し	坂井市学校給食のあり方検討委員会の結果を受けて、具体的な対策を実施します。

第3章

基本計画

1-8 健やかな体を育む教育の推進

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 学校体育の充実
- 中学校部活動支援事業
- 中学校部活動の地域移行
- 児童生徒の健康管理
- 学校保健委員会の活性化
- 健康教室の充実
- 食育の推進
- 学校安全の推進

○現況と課題

児童生徒の健やかな心身を育むには、健康への関心を高め、安全な生活を送るための実践力を養うことが必要です。また、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら取り組むことが大切です。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{*1}」の結果では、本県は連続して全国トップクラスにあり、本市の結果も全国・県平均を上回っていますが、近年、全体的に体力や運動能力の低下傾向が見られます。その原因としては、日常生活における身体活動の機会の減少による基礎的な体力や運動能力の低下、運動する子どもとしない子どもの二極化が進んでいることなどが考えられます。

このため、体育の授業において基礎的な身体能力の育成を図り、業間（休み時間）運動、体育クラブ活動、体育的行事を相互に関連させながら学校教育活動全体として効果的に取り組む必要があります。

一方、中学校の運動・文化芸術部活動においては、生徒数の減少による存続問題、教職員の働き方改革や専門性の観点からも、学校教育としての活動だけでは、生徒のニーズに応じた活動を保障することは困難となっています。他方、地域社会に目を向けると、スポーツや文化芸術に関して、多様な人材や専門的知見も数多く存在しており、学校と地域の連携によりこれらを積極的に活用することが求められています。

健康面においては、感染症予防について、科学的な根拠に基づく正しい知識を得られる環境を整え、児童生徒が自らと周りの命を守る行動ができるよう取り組んでいく必要があります。また、全国的にメンタル面の課題やアレルギー疾患などの身体疾患を有する児童生徒が年々増加する傾向にあり、本市においても同じような傾向が見られます。ライフスタイルの多様化による栄養の偏りや食習慣の乱れ、それらに起因する肥満や各種疾病の予防のために、これまでの保健管理や児童生徒への指導に加え、関係機関が協力し、発達段階に応じた食育を推進することも大切です。

安全面については、児童生徒が交通安全や防災・防犯に対する意識を高め、危機回避能力を養うことが必要です。各学校では交通安全教室の実施や様々な機会を通して防災・防犯教育を進めてきましたが、今後も学校が家庭や地域、関係機関と連携し、日常的に学校全体の危機管理意識を高め、児童生徒に対し自ら危険を回避し安全に行動できるよう指示していくことが大切です。併せて、学校施設の整備や不審者対策など、児童生徒を取り巻く環境をより安心・安全なものにすることが重要です。

※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（平成20（2008）年度～）

子どもたちの体力低下傾向が続く中で、その向上に役立てるためのもので、小学校5年生と中学校2年生を対象に、運動能力と生活・運動習慣について調査する。

第3章

基本計画

1-8 健やかな体を育む教育の推進

○主な施策

施策の名称	施策の内容
学校体育の充実	<p>生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む学校体育の充実のため、児童生徒の能力に応じ、楽しみながら運動習慣を身に付ける体育学習の推進や休み時間などを利用した創意あふれる体育的活動の充実を支援します。</p> <p>また、児童生徒の主体的・協働的な体育学習を推進するとともに、自ら運動に親しみ、体力の向上を目指す児童生徒の育成に努めます。</p>
中学校部活動支援事業	<p>「設置する学校に係る部活動の方針」に基づき、実態に応じて部活動指導員^{※2}や地域スポーツ指導者^{※3}を配置するなどの支援を行います。</p> <p>地域との連携により、多様なスポーツ・文化芸術活動環境を整備し、様々な体験の機会を確保する部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出について支援します。</p>
児童生徒の健康管理	<p>児童生徒の多様化する心身の健康問題に適切に対応し、健康の保持増進や安全な生活に向けて主体的に考え、実践する児童生徒の育成を目指します。そのために、その中核となる養護教諭、保健主事をはじめ全教職員の研修の充実や校医を含めた関係機関との連携強化を推進します。</p>
学校保健委員会の活性化	<p>健康教育の充実を図るために、中核組織としての学校保健委員会の活性化を支援します。校医・関係機関との連携を図り、児童生徒の疾病予防および疾病の早期発見に努めます。</p>
健康教室の充実	<p>薬物の有害性や未成年者の喫煙や飲酒の害などについて正しい知識と態度を身に付けさせるため、警察や薬剤師などと連携して、計画的に健康教室を開催することを支援します。</p>
食育の推進	<p>各学校で地域の食材や食文化を生かす食育の充実に向けた取り組みを支援するとともに、地産地消を通じて、食や農業漁業などへの理解と関心を高めていきます。また、食生活や健康に関する指導や教育を、児童生徒の発達段階に合わせて栄養教諭や栄養士、教員、保護者で情報を共有しながら取り組んでいきます。</p>
学校安全の推進	<p>各学校の危機管理意識が日常的に高められるよう指導するとともに、児童生徒が自らの命を守る実践力を養う交通安全・防災・防犯教育を支援します。</p> <p>また、各学校が行う交通安全・防災・防犯教室について、関係機関と連携しながら支援と指導を行います。</p>

※2 部活動指導員

部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るために配置される市の会計年度任用職員。単独での指導や大会等への引率も認められ、おもに教員経験のある方や、指導する部活動に係る専門的な知識・技能を持ち、学校教育に関する十分な理解を有する者を対象としている。

※3 地域スポーツ指導者

運動部活動における生徒への技術指導の充実を図るため、おもに専門的な技術指導の面で部活動担当教員の支援を行っている。部活動指導員と異なり単独での指導や大会等への引率はできない。各競技の公認指導資格などを取得している者で、学校長の推薦により配置している。

第3章

基本計画

1-9 教職員の資質向上

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 坂井市魅力ある学校づくり担当者研修会
- 坂井市探究学習研修会
- オンラインコミュニティ「縁側 (Zoom)」の開設
- 坂井市 ICT 教育担当者連絡協議会

○現況と課題

現在社会では、社会の変化がより一層加速し、子どもたちを取り巻く課題の複雑化、多様化が進む中で、児童生徒の教育に直接携わる教職員には、これまで以上に高度で多様な専門性が求められています。しかしながら、教職員を取り巻く環境は、多忙化や長時間労働、児童生徒の多様化、保護者や地域からの要望の対応など、多くの課題があり、教職員の負担を増大させる要因となっています。

このような中で、教職員の資質向上を進めていくためには、教職員一人ひとりを大切にする「働き方改革」に取り組み、児童生徒と向き合う時間、授業の準備や教材研究の時間、自己研鑽に励むための研修の時間を確保していく必要があります。

また、探究的な学びの促進やICTを効果的に活用した授業など、子どもが主役となる授業に向けた授業改善を進めるための教職員の支援を充実していかなければなりません。

教職員が心身ともにゆとりをもって子どもたちと向き合えるよう働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、教育者として必要な知識、技能、態度を身に付けられるよう資質向上に努めてまいります。

第3章

基本計画

1-9 教職員の資質向上

○主な施策

施策の名称	施策の内容
教職員研修充実事業	市教育研究会における教職員の資質向上に向けた活動への支援・助言を行います。特に、若手教職員に対して、授業や学級経営に関する相談、指導を現場に出向いて行うとともに自主研究グループの支援を行います。また、福井県教育総合研究所などの外部機関との連携による研修を行います。 <ul style="list-style-type: none">・坂井市魅力ある学校づくり担当者研修会・坂井市探究学習研修会・オンラインコミュニティ「縁側 (Zoom)」^{※1}の開設など
教職員の働き方改革の推進	教職員の超過勤務時間を把握し、勤務状況を分析することにより業務の縮減に向けた指導・助言を行います。また、複数で児童生徒を見守るチーム担任制を推進し、業務負担の分散化を図り、教職員の負担軽減を図ります。ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調になることを未然に防止するとともに、教職員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります。
学級サポーター・部活動指導員等の配置	気がかりな児童生徒が在籍する学校に、担任を補助する学級サポーターを配置します。また、中学校に部活動指導員や地域スポーツ指導者などを配置し教職員の負担軽減を図ります。
ICT 活用への支援	ICT を活用した授業の実施に向けて、教職員が理解を深めるとともに学習に取り入れるための方策についての研修を推進します。 <ul style="list-style-type: none">・坂井市 ICT 教育担当者連絡協議会
探究学習アドバイザーの配置	探究的な学習の充実のため、先生方を対象とした研修会やオンラインコミュニティ「縁側」での相談事業、児童生徒へのアドバイスなどの取り組みを通して、教職員の授業づくりを支援します。
SOE 推進コーディネーターの導入	子どもが主役となる授業づくりに向けて、行政・企業・地域などの外部機関との連携・調整や、学校に出向いて授業改善のアドバイスを行うなど、SOE を進めるための教職員の支援を行います。 (探究学習アドバイザーとの連絡調整を含む)

※1 オンラインコミュニティ「縁側 (Zoom)」

Zoom を活用し、探究学習アドバイザーや SOE 推進コーディネーターとつながり、いつでも探究的な学びを進める中での悩み相談ができるコミュニティサイト。坂井市が目指す子どもが主役となる授業を実践する先生の伴走支援をすることが大きな目的。

第3章

基本計画

2

青少年の健全育成

2-1 次代を担う青少年の健全育成

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 青少年の見守り活動の実施
- 青少年育成坂井市民会議に対する継続支援
- わんぱく少年団・わんぱく王国^{※1}事業の実施
- 国際交流派遣・招へい事業の実施と異文化理解の促進
- 市内小学校にて合宿通学(防災合宿)^{※2}の実施(R7年度完了)
- 坂井・延岡ジュニア交流事業の実施

※1 わんぱく王国

坂井市の豊かな自然の中で様々な体験活動(トレッキングやカヤックなど)を行うことにより、児童の心豊かな成長に寄与することを目的として、令和4年度にふるさと納税による寄附市民参画制度を活用して事業開始。

※2 合宿通学(防災合宿)

子ども達が家庭を離れ、公共施設等で宿泊しながら集団生活をする中で、自主性や協調性を育てるだけでなく、日常生活における家族の苦勞を体験することにより、家族の大切さを再認識し、感謝する気持ちを育てる。令和2年度からは、自然災害に備える知識と経験を得るため、市内小学校5、6年生を対象に防災学習や小学校での避難所宿泊体験をする防災合宿として実施。

○現況と課題

近年、街頭で問題行動を起こす事案は減少していますが、スマートフォンをはじめとする情報端末機の普及で青少年の心と行動が見えづらくなってきていると言われます。特にSNS等のネット上でのトラブルが懸念されることから、実態の把握とそれに基づいた指導や保護者への対応など、社会全体で青少年の成長を支え、育てる取り組みが求められています。

本市では、各地区で連携した見守り活動や青少年育成に関わる啓発事業を推進していますが、見守り活動では、青少年育成坂井市民会議の会員の減少・高齢化により、活動の見直しや新規参加者の確保が課題となっています。

また、自分が住む地域を理解し誇りに思うことは、社会性を育み、より良い社会を築くための担い手づくりにつながることから、本市では子ども会活動を通して、地域の人々と交流する機会や学校では経験できない幅広い体験の場を創出しています。また、中高生で構成するジュニアリーダーズクラブの参画を得ながら、子どもたちがより参加しやすい活動を推進しています。

他にも、小学生を対象に自然体験活動を通して、心豊かな成長を育む機会を創出する「わんぱく王国」

第3章

基本計画

2-1 次代を担う青少年の健全育成

や、地域の施設に宿泊し自立性・自主性・協調性を育む「合宿通学」を行ってきました。

今後も地域・学校・各種団体との連携を密にし、地域全体で青少年育成について課題を共有し、持続して活動ができる体制づくりが大切です。

本市では、国際交流事業として平成3（1991）年から継続して英国・ウェールズとの派遣・招へい事業を実施しており、令和6（2024）年度からは中高生を対象とするなど、事業内容を見直して継続していきます。派遣事業では、事前研修として坂井市や日本文化を紹介するグループワークなどを通じて、郷土や文化をより深く知るとともに語学力の向上を図り、国際力ある豊かな人間性の向上を図っています。しかし、国際情勢により英国との直接的な往来ができない場合もあることから、インターネットなどを介したリモート交流も想定する必要があります。そのため、派遣・招へい事業とは別に、中学生を対象に交流先生徒との手紙による交流を通じた英語学習や中学生以上の市民を対象とした講座を開催し、異文化理解の推進を図っています。

国内交流事業としては、姉妹都市である延岡市と1年ごとに派遣・招へいによるジュニア交流会を実施し、丸岡城をゆかりとした歴史・文化の学び合いを通じ、自分の住む地域の良さを再認識する機会となっています。

第3章

基本計画

2-1 次代を担う青少年の健全育成

○主な施策

施策の名称	施策の内容
青少年の非行防止・安全対策・相談業務	<p>地域・関係機関・愛護センター・行政が連携を密にし、青少年の見守り活動・非行防止活動を充実します。</p> <p>青少年愛護センターが委嘱する補導員が市内全域の巡回補導及び愛の一声運動を実施し、青少年非行の早期発見、防止に取り組みます。また、専任補導員が青色回転灯装着巡回車による不審者発生の未然防止に努め、交通指導・危険な遊びなどの注意を呼びかける見守り活動を実施します。</p> <p>青少年愛護センターによるカウンセリングで、小・中・高等学校の児童生徒とその保護者及び教職員などの悩み相談に取り組みます。</p> <p>SNS などによるネットトラブル防止を図るため、研修会を実施します。</p> <p>市民が主体となった青少年の健全育成を推進するため、青少年育成坂井市民会議等市民団体の活動を支援し、活動への参加者増を図ります。</p>
青少年健全育成の推進	<p>委嘱補導員を対象に、非行防止と健全育成のあり方などに関する研修会の開催、街頭でのチラシ配布やのぼり旗の設置などの啓発活動に取り組みます。</p> <p>令和2（2020）年度に創設した準会員制度を活用し、市民が散歩や畑仕事、ジョギングなどにあわせた見守り活動を実施します。また、犬の散歩の場合は犬用ベストも併せて配布します。</p>
ふるさとへの愛着心を育む特色ある活動の展開	<p>子どもたちを対象とした様々な「体験型活動」を実施し、ふるさとへの愛着心を育てます。</p> <p>わんぱく王国では、令和2（2020）年度に創設した「海洋クラブ活動」などを通じ、自然体験の充実を図ります。</p>
国際・国内交流の推進	<p>海外での異文化体験や外国青少年との交流、ALT との英語研修会などを通じて国際力のある人材育成を図ります。</p> <p>国内交流では、姉妹都市である宮崎県延岡市の児童との交流を継続して実施します。</p>

第3章

基本計画

2-2 子どものための家庭及び地域における教育力の向上

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 子育て講演会の実施
- 坂井市家庭教育支援チームによる子ども相談室、保護者相談会の実施
- 広報紙「ほやほや」の発行
- 放課後子ども教室および放課後児童クラブ(学童保育)の推進

○現況と課題

家庭での教育は、子どもが基本的な生活習慣、豊かな情操、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を果たします。近年、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、家庭教育支援の必要性が一層高まっています。

本市では、元教師や元保育士で構成する「坂井市家庭教育支援チーム」の支援員が家庭教育力の向上のため、市内小学校で子どもの相談活動や、就学時健康診断時等での保護者相談会、広報紙発行などの活動を続けています。令和元年度にはこれまでの活動が高く評価され、文部科学大臣表彰を受賞しました。今後も支援員の相談対応のスキルアップを図りながら、従来活動を基礎として、さらに支援体制を充実させ、継続していくことが大切です。

また、放課後の安心で安全な子どもの居場所づくりとして、市内のコミュニティセンター25カ所で「放課後子ども教室」を、学校や児童館などで「放課後児童クラブ(学童保育)」を開設しています。子育て支援に対するニーズが年々高まっている今日、児童クラブと子ども教室の連携や、地域を越えた子ども教室の効率的な運営が必要となっています。



家庭教育に関する広報紙「ほやほや」



放課後子ども教室

第3章

基本計画

2-2 子どものための家庭及び地域における教育力の向上

○主な施策

施策の名称	施策の内容
心の教育の推進	青少年育成坂井市民会議などの関係機関と連携し、「人を思いやる心」「感謝の心」など、豊かな人間性を培う心の教育を推進します。 心の教育講演会など、多様な機会を利用し、学校・地域・関係団体と連携しながら心の教育を推進します。
地域ぐるみの家庭教育支援	学校・地域・行政が連携して、悩みを抱く子どもと保護者の相談体制を強化し、家庭教育力の向上に努めます。 子どものささいな変化を見逃さないよう相談活動を続けるとともに、悩みのある保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。
放課後の安全な子どもの居場所づくり	放課後や週末に地域の参画を得てコミュニティセンターなどを利用し、子どもの安全な居場所を確保します。 地域の実情や特性に応じたメニューを作成し、子どもたちが安全に活動できる場所を提供します。

第3章

基本計画

3

生涯学習の充実

3-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進

○これまでの取組（R3～R7年度）

- 青少年の見守り活動の実施
- コミュニティセンターを拠点とした幅広い世代への学習機会の提供
- 成人大学の開催
- ふるさとづくり大会の実施

○現況と課題

市民が健康で豊かな生活を送るためには、趣味や教養をはじめ生活に必要な知識の習得など、生涯において学習意欲を持ち続けることが大切です。加えて、若者から高齢者まで幅広い世代が生涯にわたって学び続ける環境づくりが求められています。

生涯学習活動を通して仲間が増え、グループ活動が生まれることにより、コミュニティの形成に寄与するだけでなく、まちづくり活動へと発展することへの期待も高まります。そのため、市民個々の学びで得た知識や経験をまちづくり活動などに還元できる仕組みづくりも必要となっています。

生涯学習の役割を担うコミュニティセンターは、サークルや自主講座の活動の場であるとともに、市民のニーズに対応した講座も開催しています。今後も、コミュニティセンターを拠点に、市民個々の学習ニーズを把握しながら学習機会を提供していくことが大切です。

第3章

基本計画

3-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進

○主な施策

施策の名称	施策の内容
社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進	<p>一人一人が自己の教養を深め自己実現が図れるよう、生涯学習の充実に取り組み、誰もが豊かな人生を送ることができる社会づくりを推進します。</p> <p>生涯学習の充実に向け、地域やNPO法人、ボランティア団体、大学などと連携を図り、学習ニーズに即した講座を企画・運営することで、まちづくりと社会教育を一体的に推進します。</p> <p>また、講座内容を定期的に見直し、地域性・課題性・教養性・外部連携を意識した企画運営を行います。</p> <p>子どもと大人が触れ合う講座の実施など、世代を越えた交流を促進し、子どもたちの共生する力を育みます。</p>
コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり	<p>コミュニティセンター内に整備したカフェなど、憩いスペースを活用し、様々なアプローチからまちづくりにつながる講座などを実施し、学習と交流の場を提供しながら、幅広い世代にわたるコミュニティの形成につなげます。</p> <p>社会教育指導員による、学校・子ども・地域との接点を生かし、連携することで三者をつなぐ効果的な事業を推進します。</p>
成人大学等による生涯学習の推進	<p>若者から高齢者まで幅広い世代に学習機会を提供するため、日常生活に役立つ知識など関心の高い分野について、成人大学などの講義を開催します。</p>



成人大学

第3章

基本計画

3-2 魅力と活力ある地域づくりの推進

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- ・ 社会教育団体に対する継続支援の実施
- ・ まちづくり協議会における様々な地域づくり活動

○現況と課題

本市では、コミュニティセンターを地域の中の最も身近な学習の場として、また、まちづくりを実践する活動の場として位置づけています。

市民と行政によるパートナーシップの関係性を強めながら協働のまちづくりを推進する中で、コミュニティセンターを拠点として、防災・福祉・環境など様々な分野における地域課題の解決に向けた地域住民の自主的・自立的な活動が行われています。

今後も魅力と活力ある地域づくりを推進するため、地域住民や団体と行政がお互いの責任と役割、持ち味を生かしながら、より一層連携・協力を深め、地域の特性を活かした地域づくり・まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

○主な施策

施策の名称	施策の内容
地域学習の推進	地域の特色を活かした学級や講座を開催し、地域課題の解決につながるような学習機会を提供します。
地域づくり活動への支援	まちづくり協議会をはじめ、地域の団体と連携しながら進める地域づくり活動を支援します。
地域人材の育成・活用	地域に潜在している様々な分野で専門的な知識や技術を持つ人の活用に努め、人と人の交流・連携を図ります。
地域資源の活用・伝統文化の継承	地域の特色ある自然や文化など、地域の資源を生かした地域づくりを推進し、シビックプライドの醸成を図ります。

第3章

基本計画

3-2 魅力と活力ある地域づくりの推進



コミセン講座「高校生が教える書」



まちづくりカレッジ

第3章

基本計画

3-3 図書館運営の充実

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 三国図書館改修工事
- 春江図書館・坂井図書館 Wi-Fi 増設工事
- 子どもの読書活動の推進
- 記念文庫講演会

○現況と課題

本市では、三国・丸岡・春江・坂井の4つの図書館でサービスを実施しています。地域に根ざした図書館として利用者に様々な情報を提供するとともに、図書や雑誌等の資料の効率的な収集、提供に努めています。

4館どこでも貸出・返却ができるよう、共通の図書利用カードを使用し、回送便が図書館間を運行しています。また、ホームページから蔵書検索や予約が可能です。館内では、図書館資料とインターネット情報を活用した調べものや学習ができるように、Wi-Fi 環境が整備されています。

読書普及事業として、毎週土曜日に「おはなし会」を開催し、各館ごとに各種行事の充実に努めるとともに、市内小学校やコミュニティセンターへの配本を実施しています。また、乳児期からの読書習慣の形成を重点目標に、6カ月児の赤ちゃんとその保護者を対象にブックスタート事業^{※1}を行っています。令和5年度からは、児童に読書や図書館への興味、関心を深めてもらうことを目的とし、「ジュニア司書養成講座」^{※2}の開催や、「ブックトーク」^{※3}を実施しています。

図書館全体の利用状況については、来館者数・貸出者数ともわずかに減少傾向にあります。減少の要因には、少子化、人口減少社会であること、生活環境の変化や様々な情報メディアの発達などが背景にあると考えられます。

このような状況の中、生涯学習の拠点として、これまで以上に生活や地域社会に密着した資料や情報を収集し提供することが求められています。また、学校・家庭・地域と連携協力しながら、次代を担う子どもたちが自主的に本に親しむ機会を提供し、子ども読書活動の推進に努める必要があります。

また、本市の図書館は記念文庫や地域資料など、価値のある資料を多く所蔵しています。郷土に誇りを持ってもらうためにも、記念文庫や地域資料を広く市民に開放し、より多くの人に利活用してもらうようにすることが必要です。

《資料編 P83 4-3資料「坂井市立図書館の概要」参照》

※1 ブックスタート事業

図書館では5～6カ月児育児相談日に合わせて、赤ちゃんと保護者に対し絵本を楽しむ体験と絵本を手渡しし、絵本を介して親子がふれあう時間を持つきっかけづくりを行っている。

※2 ジュニア司書養成講座

小学4～6年生を対象に、図書館で働く司書の仕事や図書館の活用方法、調べものをするための知識や技術を学ぶ講座を毎年夏休みに開催している。「ジュニア司書」認定後も、図書館にて特集コーナーの設置や福袋の選書などの活動をしている。

第3章

基本計画

3-3 図書館運営の充実

※3 ブックトーク

希望する小学校へ司書が出向き本の紹介を行っている。普段自ら手に取らない本を積極的に紹介し、読書の視野を広げることがを目的としている。

<坂井市立図書館利用状況>

項目	年度	三国図書館	丸岡図書館	春江図書館	坂井図書館	合計	前年度比
蔵所冊数 (冊)	令和6年度	144,653	179,009	206,314	107,788	637,764	99.70%
	令和5年度	142,748	187,982	202,594	106,265	639,589	101.10%
	令和4年度	141,002	186,051	201,480	104,029	632,562	99.90%
	令和3年度	145,486	185,880	200,292	101,532	633,190	97.50%
	令和2年度	147,513	188,747	213,599	99,576	649,435	101.40%
来館者人数 (人)	令和6年度	92,220	78,291	153,920	72,786	397,217	102.90%
	令和5年度	90,396	75,458	147,787	72,454	386,095	113.20%
	令和4年度	38,614	80,930	148,015	73,587	341,146	99.50%
	令和3年度	70,381	76,023	129,314	67,245	342,963	162.10%
	令和2年度	62,498	65,665	14,362	69,017	211,542	46.70%
登録者数 (人)	令和6年度	10,719	12,939	23,001	6,964	53,623	103.00%
	令和5年度	10,446	12,573	22,316	6,741	52,076	103.80%
	令和4年度	10,094	12,176	21,421	6,500	50,191	103.60%
	令和3年度	9,861	11,774	20,564	6,242	48,441	104.20%
	令和2年度	9,553	11,340	19,597	5,980	46,470	101.40%
貸出者数 (人)	令和6年度	34,372	33,928	80,695	36,640	185,653	98.20%
	令和5年度	35,511	33,868	80,886	38,679	188,944	105.70%
	令和4年度	20,496	36,678	80,154	41,442	178,770	93.10%
	令和3年度	37,968	36,608	76,059	41,480	192,115	138.80%
	令和2年度	34,555	35,418	23,634	44,756	138,363	66.60%
貸出冊数 (冊)	令和6年度	137,609	145,481	283,120	183,201	749,411	95.00%
	令和5年度	145,594	146,143	294,881	202,221	788,839	105.20%
	令和4年度	79,289	154,298	297,706	218,229	749,522	91.70%
	令和3年度	162,234	159,126	276,435	219,661	817,456	131.30%
	令和2年度	153,146	168,516	51,472	249,496	622,630	72.10%



ブックトークの様子



ブックスタートの様子

第3章

基本計画

3-3 図書館運営の充実

○主な施策

施策の名称	施策の内容
図書館サービスの充実	資料や情報の、的確で効率的な収集・整備・提供に努め、レファレンスサービス ^{※4} をさらに充実させます。 ホームページの活用を推進し、スマートフォンやパソコンなどからの検索や予約の利便性を高めます。 誰もが親しみを持てる図書館を目指し、読書バリアフリーにも取り組んでいきます。
子どもの読書普及活動の推進	おはなし会や各種行事の開催、ブックスタート事業の実施などを通じて、幼児期から本に親しむ機会を作ります。 小学校への配本や、図書館見学の受入れ、ブックトーク学校訪問などを実施し学校との連携を図っていきます。 ジュニア司書養成講座を実施し、児童への読書や図書館に対する興味や関心を深める活動を行います。
記念文庫の管理と啓発	記念文庫関連資料および地域資料の、収集、および適正な保存管理に努めます。 講演会を開催し、ふるさとの偉人の業績を顕彰していきます。

※4 レファレンスサービス

利用者の調査・研究を支援するため、図書館が利用者の質問に対して情報を提供したり、情報源をアドバイスしたりすること。

第3章

基本計画

4

文化芸術の振興

4-1 文化芸術活動の支援・育成

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- ・ 地元出身の音楽家が各学校を巡回するスクールコンサートの実施 (R5 ~ R7)
- ・ 子ども (親子) 文化体験教室の実施 (R5 ~ R7)
- ・ 全国文化芸術大会出場者への激励金の支給
- ・ 北陸三県高校生現代アートビエンナーレの開催 (R7年度)
- ・ 小野忠弘作品コレクションの充実 (R7年度小野忠弘親族より寄贈)
- ・ ONO メモリアルでの現代美術の企画展および子ども対象のワークショップの開催

○現況と課題

文化芸術に親しむことは、豊かな情操と創造性を育み、生きる喜びを見出し、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合える心豊かな社会の形成につながります。

本市では、公益財団法人坂井市文化振興事業団、公益財団法人丸岡文化財団と連携し、多くの市民が文化芸術に触れる機会の提供や、地域の特色を生かした文化芸術活動の支援をしています。また、ONOメモリアルを拠点とした現代美術の発信にも力を入れています。

ハートピア春江とみくに未来ホールにおいては、音楽や演劇、落語など、市民に様々なジャンルの舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、市民の文化芸術活動の拠点としても施設の機能を十分に発揮しています。

手紙文化を中心としたまちおこし事業として「一筆啓上賞」や「おもいでカプセル便」、交流促進事業として「まるおか子供歌舞伎」、「日本一短い手紙とかまぼこ板の絵のコラボ展」などの事業を展開しており、積極的に全国に向けて発信するとともに、一筆啓上日本一短い手紙の館とその周辺施設との地域独自の文化の創出を図っています。

坂井市文化協会では「総合美術展」や「子ども文化祭」、「郷土芸能祭」、「市民文化祭」などの事業を実施し、市民が様々な文化芸術に触れ親しむ活動に取り組んでいますが、人口減少や少子高齢化が進行する中、後継者の育成が課題となっています。

また、児童生徒に対して質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、文化庁の巡回公演事業を実施するなど、子どもたちが豊かな創造力や思考力を養い、将来の芸術家や観客層を育成す

第3章

基本計画

4-1 文化芸術活動の支援・育成

るための事業を継続して実施していく必要があります。

ONOメモリアルでは、世界的な現代美術作家・小野忠弘^{※1}の作品展示や現代美術の企画展、イベントを開催しています。今後は、ギャラリーなどの展示空間を活用した企画事業を通じて、さらに施設の認知度を高めていく必要があります。また、北陸三県高校生現代アートビエンナーレ^{※2}をはじめとする育成事業の充実化を図り、継続していくことが大切です。

今後、地域や世代の特色に応じた文化芸術の発展が図られるよう、文化芸術振興の方向性を探り、新たな文化を創造していくために、市民・行政・関係機関が連携を強化し、文化芸術振興を支えていくことが求められています。文化芸術振興を支えていくためにより一層の広報活動を推進していきます。

※1 小野忠弘(おの ただひろ)(1913-2001)

生涯のほとんどを三国で過ごした世界的な現代美術作家。ジャンク・アート(廃品芸術)を中心に、天才的な感性で創作活動続け、国際的にも高い評価を得た。また、三国高校の美術教師として若者の育成にも力を注ぎ、多くの芸術家を輩出した。

※2 北陸三県高校生現代アートビエンナーレ

北陸三県(福井・石川・富山)の高校生を対象とした2年に1度の美術展。市内の歴史的景観の中で高校生が現代アート作品を制作する。

○主な施策

施策の名称	施策の内容
文化芸術活動の支援	市民の自主的な文化芸術活動を振興するため、文化協会をはじめとする文化団体等を支援します。
市民文化祭事業	文化芸術活動や創造活動の発表など、地域の個性を活かした文化を育んでいくための中核的な事業として、市民文化祭を充実します。
文化芸術鑑賞、体験機会の充実	文化ホールにおけるクラシック音楽など各種音楽や演劇、ミュージカル、落語などの市民に親しまれる公演を開催するほか、児童生徒を対象に優れた芸術を鑑賞または体験する機会を拡充します。また、ONOメモリアルを拠点とし、市民のアートに関する感性と創作意欲の向上を目指します。
文化芸術を担う人材の育成・支援	市民を対象とした自主的な舞台芸術の企画・運営をする事業や、高校生を対象とした現代美術における事業を実施し、次世代の担い手育成・支援を図ります。
坂井市文化未来会議の開催	坂井市文化未来会議において、幅広く市民の意見を求め、坂井市の歴史・風土などを反映した特色ある文化芸術の発展を図ります。
文化施設の有効利用	ハートピア春江、みくに未来ホール、一筆啓上手紙の館、ONOメモリアルなど、それぞれの文化施設において、地域文化の特性に沿った様々な企画運営を行い、市民の文化芸術の創造と発展に寄与します。

第3章

基本計画

5

歴史的資源の継承と活用

5-1 郷土の歴史を尊重する心の育成

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- さかいのおたから作成・配布 (R5 ~)
- さかいの玉手箱の作成・配布 (R6 ~)
- 出前授業の実施
- まち協主催のイベントや学校の地域学習等での学芸員による説明
- 北陸道ウォーキングの開催 (R6 ~)
- 古代体験まつりの開催 (R6 ~)
- 丸岡城に関する講演会やシンポジウムの開催
- 丸岡藩誕生400年記念事業「出張！お城 EXPOin 坂井・丸岡城」の開催 (R6)

○現況と課題

本市には、地域や風土に根ざした貴重な文化財が数多く存在しています。市では、これらの多様な文化財の価値を市民が広く共有することで、川が各地域をつなぐように、文化財を通じたさまざまな活動のつながりを生み出し、ふるさと坂井の文化財を将来に確実に継承することを目指しています。市民一人ひとりが地域の歴史について知り、市の多様な歴史文化について語り合うことで、地域への誇りと愛着を醸成し、歴史文化の継承と発展につなげることが大切です。

丸岡城については、天守や周辺部「城郭・丸岡城」の調査で明らかになったことを広く周知し、文化財としての評価の向上を図ることが必要です。

今後一層、坂井市の貴重な文化財を「かけがえのないふるさとの財産」として保護していくとともに、学校教育や生涯学習の教材として、また観光振興や地域づくりの資源として活用し、ふるさとの歴史に関する理解と地域に根ざした歴史・文化を誇りに思う心を育てていく必要があります。

第3章

基本計画

5-1 郷土の歴史を尊重する心の育成

○主な施策

施策の名称	施策の内容
歴史体験学習	体験学習や講演会などを通じて、子どもの頃からふるさとの歴史に触れ、学ぶ機会を提供します。
文化財情報の発信	広報や文化財パンフレット・ホームページ・SNSなどで文化財を詳しく紹介するなど、市内外へ発信します。また、坂井市龍翔博物館の収蔵資料をはじめ、有形・無形の文化資源などのデジタルアーカイブ*化への検討を進めます。
丸岡城国宝化推進事業	丸岡城の国宝化を推進し、事業で調査・研究した内容については講演会などを通じて公表し、市民の誇りや愛着を醸成していきます。

※デジタルアーカイブ

博物館や図書館などの収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源などをデジタル化して記録保存を行うこと。デジタル化することで、文化資源の公開やネットワークなどを通じた利用も容易となる。



古代体験まつり



丸岡藩誕生400年記念事業
「出張！お城 EXPO in 坂井・丸岡城」

第3章

基本計画

5-2 文化財の保存と活用

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 坂井市文化財保存活用地域計画の認定 (R4.7)
- 丸岡城天守保守活用計画の認定 (R6.10)
- 丸岡歴史民俗資料館 (R7.2解体)
- 六呂瀬山古墳群調査報告書の発行 (R7.3)
- 丸岡城城山整備基本構想の策定 (R7.3)
- 龍翔博物館 (旧みくに龍翔館) の施設改修工事 (R3年度) および展示改修工事 (R3・R4年度) の実施
- 龍翔博物館をリニューアル (R5.6オープン) し、新しい展示手法で市全域を対象にした歴史や文化を分かりやすく紹介
- 龍翔博物館の教育普及事業充実のためのサポーターズクラブ「りゅうちい's」の結成
- 龍翔博物館での観光情報コーナーやミュージアムショップの新設

○現況と課題

文化財は一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重なふるさとの財産であり、その保護の徹底が求められています。また、少子高齢化が進むにつれ、文化財の保存と継承、活用の方法が課題となっています。

本市には、数多くの国・県・市指定文化財がありますが、文化財は調査・研究することによりその価値が明らかになり、生涯学習などに活用できるようになります。そのためには、文化財専門職員の学芸員を中心に、調査・研究を進め、文化財を活用するための基礎的情報の蓄積を図っていく必要があります。併せて、調査成果を広く市民に知らせるために、文化財保護審議会委員、専門職員が市の歴史についての研究成果を報告できる場を設けたり、刊行物を発刊することが大切です。

また、六呂瀬山古墳群や丸岡城など遺跡の調査整備を進める上での出土品や、開発事業に伴う発掘調査による出土品等を適切に保存し、活用することも重要です。丸岡城天守についても、これまでの調査で明らかになったことを広く周知し、文化財としての価値の確立を図ることが必要です。

さらに、県指定の無形民俗文化財である三国祭についても、歴史・伝承・行事運営などを体系的に把握するための総合調査を進め、その成果を保存・継承に活かしていくことが求められます。

また、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」に関わる歴史文化資源についても、その資源を守るため、引き続き保存と継承を図ることが必要です。

龍翔博物館は、施設・展示の全面改修を行い、令和5(2023)年6月にリニューアルオープンしました。地域の博物館として、市の歴史や文化への関心を高め、教育、学術および文化の発展に寄与す

第3章

基本計画

5-2 文化財の保存と活用

ることが求められています。歴史・文化遺産を市民共有の財産として適正に収集・保存し、調査研究を進めるとともに、展示および教育普及事業を通じて活用を図ることが必要です。

○指定文化財の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	国		県指定	市指定		合 計
	指定	登録		指定	登録	
国 宝	1	—	—	—	—	1
重要文化財	9	—	—	—	—	9
有形文化財	—	12	21	37	3	73
有形民俗文化財	—	—	1	1	—	2
無形民俗文化財	—	—	6	6	—	12
史 跡	2	—	3	12	3	20
名勝・天然記念物	3	1	3	6	—	13
合 計	15	13	34	62	6	130

※名勝・天然記念物の件数は、天然記念物（動物）を除いた件数です。

第3章

基本計画

5-2 文化財の保存と活用

○主な施策

施策の名称	施策の内容
文化財保存活用地域計画に基づく取り組み	文化財の保存・活用に関する基本計画（マスタープラン）兼 行動計画（アクションプラン）として策定した、坂井市文化財保存活用地域計画 ^{※1} に基づき、文化財の保存・継承・活用に取り組みます。
指定文化財の保存と活用	指定文化財を保護し、活用する活動や無形民俗文化財を保存伝承する活動を支援します。 また、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の構成文化財の保存・継承を行いつつ、その中の一つである県指定の無形民俗文化財「三国祭」の総合調査を進めていきます。
歴史資料の保護・調査・研究	個人所有の歴史資料は所有権を尊重しつつ、所在と保存状況を把握し、散逸を防ぎます。 調査・研究により資料の価値を明らかにし、生涯学習などへの活用に向けた基礎情報を蓄積します。
六呂瀬山古墳群史跡整備事業	六呂瀬山古墳群の史跡整備を行い、六呂瀬山古墳群を中心とした地域の歴史や文化について学べる史跡公園の整備を目指します。
埋蔵文化財の保護・発掘・調査・研究	発掘調査により明らかになった埋蔵文化財の調査成果について、専門職員による報告書の作成・発行を行い、情報発信に努めます。
埋蔵文化財の保存整理と公開活用の施設整備	埋蔵文化財の保存や出土品などの保存整理と公開活用に必要な施設整備等について検討します。
丸岡城の保存と活用	丸岡城の学術調査の成果を発信し文化財的評価の向上に努めます。また、天守の耐震対策や保存活用計画に基づく取り組みを推進するとともに、城山の整備基本計画を策定し、丸岡城の保存と活用に取り組みます。
龍翔博物館における博物館活動の充実	龍翔博物館は、市の博物館施設として、市の豊かな歴史や文化に関する資料を収集・保存して、その散逸を防ぎ、未来への遺産として後世に引き継ぎます。また、収蔵資料および展示資料などの調査研究を進め、市の歴史や文化に関する研究拠点としていきます。 資料収集、調査研究の成果を展示や教育普及事業の内容に反映し、市の歴史や文化をわかりやすく魅力的に伝え、市民や来館者が「楽しく学べる場」を目指します。さらに、館に多く収蔵される日本遺産「三国湊」の構成文化財や、東尋坊などの観光資源に恵まれた立地条件を活かし、利用者の誘致拡大を図るとともに、丸岡城をはじめとする市内観光地へと誘導していきます。

※1 坂井市文化財保存活用地域計画

本市が目指す将来的なビジョンや中長期的に取り組む事業等を記載した文化財の保存・活用に関する基本的な基本計画（マスタープラン）兼 行動計画（アクションプラン）のこと。この計画を通して、本市の歴史文化の特徴や重要性を共有し、文化財を適切な保存・活用することで次世代への継承を目指す。

第3章

基本計画

6

生涯スポーツのまちづくり

6-1 市民参加型生涯スポーツの推進

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- ・ 古城マラソン、坂井市民スポーツ祭等のスポーツイベントの実施
- ・ ハピネスフェスティバル^{※1}の実施
- ・ (公財) 坂井市スポーツ協会による各種スポーツ教室の開催
- ・ 坂井市スポーツ推進委員会によるニュースポーツ^{※2}や体操などの派遣指導及びスポーツ大会の開催
- ・ スポーツ少年団に対して継続した支援の実施
- ・ 坂井市スポーツ推進計画(改訂版)の策定
- ・ 中学校部活動の地域展開に向け、指導者の確保や地域クラブ設立・運営に対する支援の実施

※1 ハピネスフェスティバル

第73回福井国体(2巡目国体)の開催で培った経験・人材・ノウハウを遺産(レガシー)として継承するため、令和元(2019)年から毎年、国体を開催した時期(9~10月)に各種のスポーツ教室や健康づくり教室を開催している。

※2 ニュースポーツ

競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。市スポーツ推進委員会では、ドッジビーやフレッシュテニス、ファミリーバドミントン、スティックリングなどを推進している。

○現況と課題

生涯スポーツの推進には、誰もが気軽に参加でき、継続して取り組むことができるスポーツ活動の機会を提供することが必要です。

本市では、坂井市スポーツ協会などと連携して、古城マラソン大会や市民スポーツ祭、ハピネスフェスティバルや、各種スポーツ教室などを開催し、多くの市民がスポーツにふれあう機会を提供しています。また、市スポーツ推進委員会では種目協会などと連携し、ニュースポーツの普及やSNSを活用した情報発信を行うなど、市民にスポーツの楽しさを伝えていきます。

平成30(2018)年の「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」の開催を機に市民の中でスポーツに対する機運が高まる中、国体で培った経験・人材・ノウハウをレガシーとして継承していくことも大切です。

第3章

基本計画

6-1 市民参加型生涯スポーツの推進

スポーツ少年団活動は、近年加入率が低下傾向にあるものの、児童期におけるスポーツをする喜びを体現し、自発的な運動やチームワークの醸成等を通じて、子どもの成長に大きな役割を果たしているため、今後も指導者の養成など継続した活動支援が求められています。

中学校の部活動は、これまで生徒がスポーツや文化芸術に親しむ場所として、また、責任感や連帯感を育む教育的な意義を有する活動として実施されてきました。

一方で、少子化に伴う生徒数の減少により、これまでの活動体制を維持することが困難になっていることや、学校における働き方改革の推進等も背景に、抜本的な改革が必要となっています。



部活動地域展開の写真



古城マラソン写真

第3章

基本計画

6-1 市民参加型生涯スポーツの推進

○主な施策

施策の名称	施策の内容
市民との協働によるスポーツイベントの開催	市民が参画する実行委員会などを主体とした大会運営や、イベント開催後にアンケート調査を実施し市民の意見を事業内容に反映するなど、行政と市民との協働によるイベントを開催します。 多くの市民が参加し、障がい者・健常者を問わず誰もがスポーツを楽しめるイベントなどを実施します。
福井国体レガシーの継承	福井国体で本市が実施したサッカー競技とバレーボール競技をはじめ、各種オープン競技の体験型スポーツイベントを市スポーツ協会との共催で開催します。 「ハピネスフェスティバル」など福井国体のレガシーを継承するスポーツ教室などを継続して開催します。
誰もが参加できるスポーツ教室の開催	市スポーツ協会や各種目協会及び市福祉部局等と連携し、誰もが参加できる健康づくりを目的としたスポーツ教室などを継続して開催します。
ニュースポーツの普及推進	市スポーツ推進委員が教室や出前講座を開催し、ニュースポーツの普及を図ります。また、新たなコミュニティの創出や施設の有効活用の観点から、スケートボードなどの若者を魅了するスポーツやeスポーツ ^{※3} など、新たなスポーツ活動への支援を検討します。
スポーツ少年団活動の支援	子どもたちがスポーツに興味を持ち、スポーツが楽しいと思えるような体験型のイベントを開催し、スポーツ少年団への入団を促します。また、子どもの成長にあわせた指導や活動内容となるよう、活動時間の制限などのルールを徹底するとともに、指導者研修会の開催など指導者育成や資質向上に取り組むなど、活動の支援を行います。
中学校の部活動地域展開の推進	持続可能な形で子どもたちのスポーツや文化芸術活動の充実を図るため、国や県と連携して休日部活動の段階的な地域展開を推進します。 専任のコーディネーターを配置し、指導者の選定や、活動母体となる地域クラブの設立を推進します。また、地域クラブの運営に対する支援を行います。

※3 eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略称。広義には電子機器を用いて行う娯楽・競技・スポーツ全般を表す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技としてとらえる際の名称。

第3章

基本計画

6-2 トップアスリート・チームの育成と支援

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- ・ (公財) 坂井市スポーツ協会への運営支援
- ・ 市内トップチーム (坂井フェニックスサッカークラブ、福井丸岡 RUCK) への活動支援
- ・ トップアスリートによるスポーツ教室の実施
宝くじスポーツフェア ドリームベースボール (少年少女ふれあい野球教室)、ソフトバンクホークス連携オンライン野球教室・中学生野球教室 など
- ・ 全国大会など出場者への激励会の開催や激励金の支給

○現況と課題

競技スポーツにおける地元選手や地元チームの活躍は、市民に大きな活力と誇りを与え、地域スポーツの振興や活性化にもつながります。

本市では、小学生から高齢者までの多くのスポーツ選手が県大会や北信越大会、さらには国際大会などに出場して優秀な成績を収めています。これは、本人の努力はもちろんのこと、指導者や家族の支援など、活動を支える環境が整って実現することでもあります。

トップアスリートを目指す子どもたちが地元の代表として各種大会に出場し、優秀な成績を収めるためには、経験と熱意を持った指導者を確保し、将来にわたって一貫性のある指導体制を構築していく必要があります。

○主な施策

施策の名称	施策の内容
トップアスリートの発掘・育成	種目協会などが実施するジュニア世代を対象にした教室などの開催や選手の強化事業による有望選手の発掘、育成プログラムの作成を支援します。地元選手の育成やレベルアップの目的を含め、県外に住む有力選手の市内への移住に向けた情報発信や住まい、就職などのあっせんを関係部局と連携して進めます。 アスリートが一年を通して練習会場を確保できるよう、市内の体育施設の柔軟な運用を図ります。
トップアスリート・チームの応援	多くの市民が市内トップチーム等に関心を持ち、応援ができるようチームの活動や試合を周知し、市民の応援活動を支援します。

第3章

基本計画

6-2 トップアスリート・チームの育成と支援



坂井フェニックス



丸岡 RUCK



ドリームベースボールでの元プロ野球選手による野球教室



インターハイ出場者激励会

第3章

基本計画

6-3 スポーツツーリズムによる交流人口の拡大

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- ・ワールドマスターズゲームズ2027関西 ジャパンオープンディスクゴルフ2023の開催 (R5)
- ・ディスクゴルフ出前授業、ドッジビー出前授業の実施

○現況と課題

近年、スポーツは市民が活動する生涯スポーツに留まらず、スポーツツーリズムを活かした特色ある施策により、訪日外国人旅行者（インバウンド）効果や地域の活性化など、大きな可能性を秘めています。そのような中、令和5（2023）年にはワールドマスターズゲームズ^{※1}2027関西ジャパンオープンディスクゴルフ2023といった国際大会を開催したことにより、スポーツを通じた地域活性化と、国際的な交流の契機となりました。

また、本市は関西圏・中京圏からのアクセスが容易で、三国運動公園をはじめとした複合型の施設が充実していることから、スポーツ合宿の誘致に適しています。交流人口の増加や施設の有効活用と利用率の向上のため、県内外における合宿誘致を積極的に行うことも大切です。

※1 ワールドマスターズゲームズ

世界最大級の生涯スポーツの国際総合競技大会。デンマークのコペンハーゲンに本部を置く「国際マスターズゲームズ協会 (IMGA)」が主催し、夏季大会はおおよそ4年ごとに開催される。令和3（2021）年に第10回大会としてアジア地域では初めて日本の関西地域を中心に開催され、福井県では公式競技として高浜町でライフセービングを、オープン競技として坂井市でディスクゴルフを開催した。なお、令和3（2021）年に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和5（2023）年に延期となった。

○主な施策

施策の名称	施策の内容
国内外を対象としたスポーツイベントの開催	ディスクゴルフの国際大会「Japan open disc golf 2027」の招致や、ディスクドッジ ^{※2} の広域大会を継続的に開催し、インバウンドや県内外の来訪者の増加を図り、海外・県外からの参加者と市民との間でスポーツによる交流を創出します。
スポーツ合宿誘致活動	市スポーツ協会や観光部局と連携し、県内外からのスポーツ合宿を積極的に誘致します。

※2 ディスクドッジ

ウレタンとナイロンでできたディスクを使用して行うドッジボール形式のゲーム。ボールではなく柔らかいディスクを使用するため、腕力や体格の差があまり出ず、年齢性別を問わずに一緒に楽しむことができる。

第3章

基本計画

6-3 スポーツツーリズムによる交流人口の拡大



ワールドマスターズゲーム2027関西 ジャパンオープン
ディスクゴルフ2023



ディスクゴルフ出前授業



ディスクドッジ出前授業

第3章

基本計画

6-4 スポーツ施設の充実

○これまでの取組 (R3~R7年度)

- 坂井市スポーツ施設マネジメント計画の策定
- 施設予約システムの導入 ((公財) 坂井市スポーツ協会による)
- 三国運動公園野球場や丸岡スポーツランドでの有料広告の掲示
- 春江体育館の耐震改修工事
- 丸岡スポーツランドにスケートボード広場の整備
- 体育施設における改修及び修繕工事の実施

○現況と課題

本市には74のスポーツ施設があり、そのうち46の施設については、指定管理者制度により施設の管理運営を委託しています。指定管理者はスポーツ施設を管理・運営するほか、スポーツ関係の事業を主催し、市民のスポーツ活動を支援しています。しかし、多くの施設で老朽化が進み、改修や修繕が必要となっているのが現状です。福井国体の開催に合わせて整備した施設の多面的活用と併せて、施設の改修や統廃合に関する長期的な計画を検討する必要があります。

○主な施策

施策の名称	施策の内容
施設マネジメント計画に基づく施設の運営	令和3(2021)年に策定した、施設の改修や統廃合に関する長期的な計画「施設マネジメント計画」を見直し、合理的な施設の運営を図ります。 ネーミングライツ ^{※1} や有料広告掲示などにより、施設改修に必要な財源を確保します。
新たに整備・改修した施設の有効活用	福井国体に合わせて整備・改修した丸岡スポーツランドや三国運動公園人工芝グラウンド、三国体育館、丸岡体育館について多目的な活用方法を検討し、併せて各種目協会との連携によりスポーツ講習会などのソフト事業を充実し、利用率の向上を図ります。
ICTを活用した施設利用者の利便性向上	指定管理者制度で運営を行っている施設について、インターネットを利用した施設予約システムや利用料金の電子決済、施設内 Wi-Fi 環境の整備など、ICTを活用して利用者の利便性を向上します。

※1 ネーミングライツ

公共施設などに企業名や商品のブランド名などを冠した「愛称」を付与する権利(命名権)やそれに付帯する諸権利(施設利用時の減免措置など)をパートナー(民間企業など)に与える代わりに、その対価(ネーミングライツ料)を得る制度。施設の意運営資金調達のために重要かつ効果的な手法であり、1970年代のアメリカで始まり世界的に広がった。

第3章

基本計画



丸岡スポーツランドのネーミングライツ



三国運動公園野球場有料広告



春江体育館耐震改修工事



資料編

資料編

坂井市小中学校の児童生徒数一覧

令和7年5月1日現在

小学校	学級数	児童数			教員数		
		男	女	計	正規	講師等	計
三国南小	9	109	79	188	16	2	18
三国北小	11	124	117	241	18	2	20
雄島小	11	93	122	215	17	1	18
加戸小	8	79	73	152	12	3	15
三国西小	7	35	56	91	13	4	17
平章小	13	137	122	259	20	2	22
長畝小	13	129	143	272	19	2	21
高椋小	19	207	201	408	31	4	35
鳴鹿小	8	37	26	63	13	2	15
磯部小	17	203	203	406	27	2	29
明章小	8	44	32	76	14	2	16
春江小	24	312	288	600	34	5	39
春江西小	15	151	127	278	22	3	25
大石小	11	100	86	186	18	1	19
春江東小	15	177	145	322	23	3	26
東十郷小	16	180	196	376	26	3	29
大関小	8	65	73	138	14	1	15
兵庫小	7	38	37	75	12	3	15
木部小	8	40	40	80	13	3	16
	228	2,260	2,166	4,426	362	48	410

中学校	学級数	生徒数			教員数		
		男	女	計	正規	講師等	計
三国中	19	256	254	510	38	0	38
丸岡中	19	245	245	490	37	3	40
丸岡南中	15	154	161	315	29	1	30
春江中	25	330	330	660	47	3	50
坂井中	14	171	178	349	29	2	31
	92	1,156	1,168	2,324	180	9	189

各コミュニティセンターの管内人口と施設状況

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	行政区数	管内人口	延床面積	構造	階数	建設年月 []は耐震・大規模改修
			人	m ²			
1 三国コミュニティセンター	三国町神明一丁目4番20号	54	5,664	1,987.31	鉄筋コンクリート	2	[H31.2]
2 雄島コミュニティセンター	三国町宿二丁目3番45号	13	5,102	939.16	鉄筋コンクリート	1	[R2.3]
3 加戸・公園台コミュニティセンター	三国町加戸第136号7番地7	23	4,627	670.11	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)	1	H4.3
4 新保コミュニティセンター	三国町新保第37号1番地23	1	847	618.52	木造	1	H31.3
5 浜四郷コミュニティセンター	三国町下野第58号16番地	10	1,903	656.34	鉄筋コンクリート	2	[H29.7]
6 三国東部コミュニティセンター	三国町西今市第16号35番地	4	116	332.89	木造	1	H31.3
7 三国木部コミュニティセンター	三国町案円第30号1番地	8	1,099	682.51	鉄筋コンクリート	2	[R2.2]
8 鳴鹿コミュニティセンター	丸岡町上金屋第5号10番地12	16	1,661	720.30	木造	1	[H29.2]
9 鳴鹿第二コミュニティセンター	丸岡町新鳴鹿1丁目159番地	3	—	367.63	鉄筋コンクリート	2	S60.3
10 磯部コミュニティセンター	丸岡町下安田第19号15番地	28	7,856	1,422.61	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)	2	[H30.3]
11 高棕コミュニティセンター	丸岡町西里丸岡第12号21番地1	36	7,593	4,374.14	鉄筋コンクリート	4	H23.11
12 高棕西部コミュニティセンター	丸岡町舟寄第110号15番地1	11	—	530.55	鉄骨	1	R2.7
13 高棕東部コミュニティセンター	丸岡町板倉第45号47番地	17	2,061	712.87	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)	2	[R2.1]
14 丸岡城のまちコミュニティセンター	丸岡町霞町1丁目13番地1	47	5,375	996.95	鉄筋コンクリート (一部木造)	2	H14.3
15 のうねの郷コミュニティセンター	丸岡町八ヶ郷第24号9番地	39	5,654	878.15	鉄筋コンクリート (一部木造)	2	[H31.2]
16 のうねの郷第二コミュニティセンター	丸岡町坪江第11号36番地	5	—	350.16	鉄筋コンクリート	2	S61.12
17 竹田コミュニティセンター	丸岡町山竹田第119号3番地	4	259	486.42	鉄筋コンクリート	2	H1.6
18 江留上コミュニティセンター	春江町江留上大和4番地8	9	3,735	972.20	鉄筋コンクリート	2	[H31.3]
19 春江中コミュニティセンター	春江町随応寺第17号17番地	17	7,048	2,286.97	鉄筋コンクリート	3	[H29.1]
20 春江西コミュニティセンター	春江町本堂第22号15番地	17	5,896	1,498.00	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)	2	[H30.3]
21 大石コミュニティセンター	春江町上小森第6号12番地	17	3,934	897.09	鉄筋コンクリート	2	[R2.2]
22 春江東コミュニティセンター	春江町中筋第28号1番地1	16	5,102	989.25	木造	1	H31.2
23 東十郷コミュニティセンター	坂井町長畑第25号11番地1	31	6,290	1,110.68	鉄筋コンクリート	2	H4.3
24 大関コミュニティセンター	坂井町東第12号5番地1	23	2,696	968.15	鉄骨	2	H16.2
25 兵庫コミュニティセンター	坂井町上兵庫第44号25番地1	5	1,810	631.25	鉄骨	2	H31.3
26 坂井木部コミュニティセンター	坂井町高柳第117号9番地	9	1,592	328.00	鉄筋コンクリート	2	[H29.5]

資料編

社会教育学級・講座受講状況

令和6年度 コミュニティセンター活動報告書より

No.	公民館名	青少年を対象とするもの		成人一般を対象とするもの						女性のみを対象とするもの		その他		総数		コミセン利用者数	
				高齢者学級・教室		家庭教育		その他									
		数	人員	数	人員	数	人員	数	人員	数	人員	数	人員	数	人員	年間	月平均
1	三国コミュニティセンター	16	487					19	404			2	26	37	917	28,779	2,398
2	雄島コミュニティセンター	11	386	1	5	1	108	9	112					22	611	10,319	860
3	加戸コミュニティセンター	11	135					9	265					20	400	7,065	589
4	新保コミュニティセンター	12	181					7	178					19	359	5,382	449
5	浜四郷コミュニティセンター	9	115					9	185			1	20	19	320	3,620	302
6	三国木部コミュニティセンター	15	226					8	193					23	419	5,801	483
7	三国東部コミュニティセンター	16	242					3	218					19	460	2,521	210
	三国地区小計	90	1,772	1	5	1	108	64	1,555	0	0	3	46	159	3,486	63,487	5,291
8	鳴鹿コミュニティセンター	1	11	1	3	0	0	4	423	0	0	3	48	9	485	4,105	342
9	鳴鹿第二コミュニティセンター	2	167	0	0	0	0	3	233	0	0	0	0	5	400	2,457	205
10	磯部コミュニティセンター	1	23	0	0	0	0	4	197	0	0	0	0	5	220	25,734	2,145
11	高棕コミュニティセンター	3	218	0	0	0	0	3	374	0	0	0	0	6	592	43,839	3,653
12	高棕東部コミュニティセンター	3	122	0	0	0	0	7	241	0	0	0	0	10	363	12,165	1,014
13	高棕西部コミュニティセンター	2	35	0	0	0	0	1	66	1	66	0	0	4	167	6,279	523
14	丸岡城のまちコミュニティセンター	2	97	0	0	0	0	3	159	0	0	0	0	5	256	17,434	1,453
15	のうねの郷コミュニティセンター	4	44	0	0	0	0	3	263	0	0	0	0	7	307	12,562	1,047
16	のうねの郷第二コミュニティセンター	6	58	0	0	0	0	4	48	0	0	0	0	10	106	2,721	227
17	竹田コミュニティセンター	1	280	1	9	0	0	1	7	3	140	3	34	9	470	4,361	363
	丸岡地区小計	25	1055	2	12	0	0	33	2011	4	206	6	82	70	3,366	131,657	10,971
18	江留上コミュニティセンター	5	208	1	20	0	0	7	283	0	0	0	0	13	511	25,287	2,107
18-2	春江女性の家													0	0		0
19	春江中コミュニティセンター	11	449	0	0	0	0	6	287	0	0	0	0	17	736	44,582	3,715
20	春江東コミュニティセンター	5	77	0	0	0	0	4	145	0	0	0	0	9	222	19,097	1,591
21	春江西コミュニティセンター	2	193	0	0	0	0	2	104	0	0	0	0	4	297	31,486	2,624
22	大石コミュニティセンター	5	167	1	7	0	0	3	374	0	0	0	0	9	548	7,600	633
	春江地区小計	28	1094	2	27	0	0	22	1193	0	0	0	0	52	2,314	128,052	10,671
23	東十郷コミュニティセンター	7	106	0	0	0	0	4	372	0	0	1	12	12	490	17,718	1,477
24	大関コミュニティセンター	3	36	1	255	0	0	4	92	0	0	0	0	8	383	25,287	2,107
25	兵庫コミュニティセンター	4	988	0	0	0	0	8	460	0	0	0	0	12	1,448	12,643	1,054
26	坂井木部コミュニティセンター	8	1,441	1	73	0	0	7	300	0	0	0	0	16	1,814	7,164	597
	坂井地区小計	22	2571	2	328	0	0	23	1224	0	0	1	12	48	4,135	62,812	5,234
	合計	165	6,492	7	372	1	108	142	5,983	4	206	10	140	329	13,301	386,008	32,167
	その他講演会 (成人大学・共催)							10	1,388					10	1,388		
	講演会 (ふるさとづくり大会)							1	150					1	150		
								11	1,538					11	1,538		
	総合計	165	6,492	7	372	1	108	153	7,521	4	206	10	140	340	14,839	386,008	32,167

坂井市立図書館の概要

【施設概要】

令和7年6月現在

	所在地	独立・複合	開館年月日	現施設 建設年月日	床面積
三国図書館	三国町神明一丁目4番20号	複合	昭和36年7月15日	平成5年11月1日	2,209㎡
丸岡図書館	丸岡町霞町三丁目10番地1	独立	昭和58年5月28日	昭和58年3月20日	1,736㎡
春江図書館	春江町西太郎丸第15号22番地	複合	昭和58年4月1日	平成7年5月11日	1,585㎡
坂井図書館	坂井町下新庄第12号3番地1	併設	昭和62年4月15日	平成25年5月1日	1,115㎡

開館時間	9:30～18:30所在地
休館日	毎週月曜日、第1木曜日、年末年始

記念文庫等

なかのしげはる
中野重治記念文庫

11,895冊

丸岡図書館

丸岡町出身の小説家・評論家・詩人。戦前、戦後を代表するプロレタリア文学の作家であり、日本近代文学の旗手として活躍した。著書及び蔵書、原稿、書簡を多数収蔵・展示している。

こばたあつし
小葉田淳記念文庫

12,334冊

丸岡図書館

丸岡町の出身。鉱山史研究の第一人者である。また、貨幣や外交貿易史にも精通。福井県史の編集にも携わっており、郷土誌も多数所蔵している。

いまがわせつ
今川節の部屋

584点

丸岡図書館

丸岡町出身の作曲家。25歳の若さで夭逝したが、作品は約260曲にのぼる。直筆の楽譜、遺品など多数展示している。

ふる やつなだけ よしざわひさこ
古谷綱武・吉沢久子文庫

11,208冊

春江図書館

文芸評論家古谷綱武と夫人である家事評論家吉沢久子の著書及び蔵書を収蔵している。

資料編



中野重治記念文庫室



小葉田淳記念文庫室



今川節の部屋



古谷綱武・吉沢久子文庫

坂井市文化施設の概要

ホール・展示施設



坂井市みくに市民センター（みくに未来ホール）

三国町中央一丁目5番1号

ホール座席／通常359席 構造／鉄筋
敷地面積／6,115㎡ 建物面積／2,395㎡ 延床面積／2,639㎡
開館年月／平成29年11月



YURI 文化情報交流館（ハートピア春江）

春江町西太郎丸第15号22番地

大ホール席数／最大764席、標準656席
小ホール席数／208席 構造／鉄筋
敷地面積／73,900㎡ 建物面積／5,635㎡ 延床面積／9,135㎡
開館年月／平成7年5月



ONO メモリアル

三国町緑ヶ丘3丁目6番13号

構造／鉄骨、木造
敷地面積／671㎡ 建物面積／鉄骨105㎡、木造144㎡
延床面積／鉄骨105㎡、木造184㎡
開館年月／平成17年10月

資料館等



坂井市龍翔博物館

三国町緑ヶ丘4丁目2番1号

構造／鉄骨、鉄筋
敷地面積／8,343㎡ 建物面積／1,380㎡ 延床面積／4,056㎡
開館年月／昭和56年11月（令和5年6月リニューアルオープン）



一筆啓上 日本一短い手紙の館

丸岡町霞町3丁目10番地1

構造／木造
敷地面積／4,520㎡ 建物面積／669㎡ 延床面積／669㎡
開館年月／平成27年8月

資料編

坂井市文化財一覧

令和7年4月1日現在

国指定（登録）文化財

No.	区分	種類	名称	指定日	時代	所在地	所有者・管理者
1	国重文	建造物	丸岡城天守	昭9.1.30	安土桃山	坂井市丸岡町霞	坂井市
2	国重文	建造物	坪川家住宅	昭41.6.11	江戸	坂井市丸岡町上竹田	(公財) 坪川住宅保存会
3	国重文	建造物	三国港(旧阪井港)突堤	平15.12.25	明治	坂井市三国町宿	福井県
4	国重文	建造物	瀧谷寺 本堂・観音堂・方丈及び 庫裏・開山堂・鎮守堂・山門	平29.7.31	室町～江戸	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
5	国重文	絵画	絹本着色地藏菩薩像	明33.4.7	鎌倉	福井市宝永三丁目	性海寺
6	国重文	絵画	絹本着色地藏菩薩像	明33.4.7	鎌倉	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
7	国重文	絵画	絹本着色他阿上人真教像	昭47.5.30	鎌倉	坂井市丸岡町長崎	称念寺
8	国宝	工芸品	金銅宝相華文磬	昭28.3.31	平安後期	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
9	国重文	工芸品	金銅孔雀文磬	昭28.3.31	鎌倉	坂井市坂井町下兵庫	大善寺
10	国重文	歴史資料	天之図(星図)	平1.6.12	室町	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
11	国史跡	史跡	丸岡藩砲台跡	昭5.8.25	江戸(幕末)	坂井市三国町梶	国
12	国史跡	史跡	六呂瀬山古墳群	平2.5.16	古墳	坂井市上久米田他	坂井市
13	国名勝	名勝	滝谷寺庭園	昭4.12.17	江戸中期	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
14	国天然	天然記念物	アラレガコ生息地	昭10.6.7		坂井市丸岡町	福井県
15	国名勝・ 天然	名勝・ 天然記念物	東尋坊	昭10.6.7		坂井市三国町	国・大湊神社
16	国登録		旧森田銀行本店	平10.1.8	大正	坂井市三国町	坂井市
17	国登録		眼鏡橋	平16.8.17	大正	坂井市三国町	坂井市
18	国登録		旧岸名家住宅	平17.8.2	大正	坂井市三国町北本町四丁目	坂井市
19	国登録		魚志楼(松崎家住宅)主屋	平17.8.2	大正	坂井市三国町神明三丁目	個人
20	国登録		魚志楼(松崎家住宅)西蔵	平17.8.2	大正	坂井市三国町神明三丁目	個人
21	国登録		魚志楼(松崎家住宅)東蔵	平17.8.2	大正	坂井市三国町神明三丁目	個人
22	国登録		魚志楼(松崎家住宅)奥座敷	平17.8.2	大正	坂井市三国町神明三丁目	個人
23	国登録		坂井家住宅主屋	平17.8.2	明治	坂井市三国町北本町三丁目	個人
24	国登録		坂井家住宅土蔵	平17.8.2	明治	坂井市三国町北本町三丁目	個人
25	国登録		坂井家住宅荷蔵	平17.8.2	明治	坂井市三国町北本町三丁目	個人
26	国登録		旧大木道具店 店舗兼主屋	令3.2.4	昭和前期	坂井市三国町北本町四丁目	坂井市
27	国登録		旧大木道具店 土蔵	令3.2.4	昭和前期	坂井市三国町北本町四丁目	坂井市
28	国登録	記念物 名勝地関係	坪川氏庭園	平19.2.6		坂井市丸岡町上竹田	(公財) 坪川住宅保存会

資料編

令和7年4月1日現在

県指定（登録）文化財

No.	区分	種類	名称	指定日	時代	所在地	所有者・管理者
1	県指定	建造物	大湊神社本殿	昭28.3.19	江戸前期	坂井市三国町安島	大湊神社
2	県指定	建造物	大湊神社拝殿	昭46.4.16	江戸前期	坂井市三国町安島	大湊神社
3	県指定	建造物	三國神社隨身門 附「元治二年正月雜記」「慶応元年五月 御門普請中雜記」「慶応四年雜記」	平19.4.20	明治	坂井市三国町山王六丁目	三國神社
4	県指定	建造物	瀧谷寺新殿（客殿）	平26.3.28	大正	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
5	県指定	建造物	新保春日神社本殿	平28.3.25	江戸前期	坂井市三国町新保	春日神社
6	県指定	絵画	紙本淡彩神農図（山田道安筆）	昭28.3.19	室町末期	坂井市三国町南本町 四丁目10-30	個人
7	県指定	絵画	絹本着色聖徳太子絵伝	昭42.2.3	南北朝	福井市文京3丁目	称名寺
8	県指定	絵画	絹本着色白山参詣曼荼羅図	平26.3.28	室町	坂井市丸岡町石城戸	國神社
9	県指定	彫刻	木造如意輪観音菩薩坐像	昭32.3.11	平安末期	坂井市春江町本堂	本堂区
10	県指定	彫刻	木造神像伊邪奈岐命	昭34.9.1	平安後期	坂井市三国町安島	大湊神社
11	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	昭48.5.1	鎌倉	坂井市坂井町東荒井	東荒井区
12	県指定	彫刻	木造女神坐像	令2.8.4	鎌倉	坂井市三国町安島	大湊神社
13	県指定	彫刻	木造薬師如来坐像	令5.5.9	平安	坂井市丸岡町田屋	個人
14	県指定	工芸品	木造黒漆塗厨子	平27.3.31	鎌倉	坂井市坂井町下兵庫	大善寺
15	県指定	工芸品	太刀銘守次	昭32.7.30	南北朝	坂井市三国町山王六丁目	三國神社
16	県指定	工芸品	刺繍種子胎蔵界中台八葉院曼荼羅	平31.3.22	南北朝	福井市大宮2丁目	高岳寺
17	県指定	書籍・典籍・ 古文書	卷子本浄土三部経	昭55.3.11	鎌倉	坂井市丸岡町長崎	称念寺
18	県指定	古文書	瀧谷寺文書・聖教	平26.3.28	南北朝～ 明治	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
19	県指定	考古資料	袈裟褌文銅鐸	昭57.4.23	弥生	坂井市三国町緑ヶ丘四丁目	坂井市
20	県指定	歴史資料	木立神社立願文	昭32.7.30	明治	坂井市三国町山王六丁目	三国神社
21	県指定	歴史資料	板碑	平2.5.8	鎌倉	坂井市春江町井向	井向区
22	県指定	有形民俗	越前万歳図絵馬	令6.5.14	正徳2年	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
23	県指定	無形民俗	日向神楽	昭28.3.19	江戸	坂井市丸岡町長畝	長畝日向 神楽保存会
24	県指定	無形民俗	表児の米	昭37.5.15		坂井市丸岡町北横地	北横地表児の 米保存会
25	県指定	無形民俗	舟寄踊	平16.4.20		坂井市丸岡町舟寄	舟寄踊保存会
26	県指定	無形民俗	雄島海女の素潜り漁と加工技術	平29.3.31		坂井市三国町安島	雄島海女保存会
27	県指定	無形民俗	なんぼや踊り唄	平18.4.25		坂井市三国町安島	なんぼや保存会
28	県指定	無形民俗	三國神社例大祭 三國祭	平18.4.25		坂井市三国町	三國神社氏子会
29	県指定	史跡	梶貸山古墳	昭34.9.1	古墳	坂井市丸岡町坪江	坂井市
30	県指定	史跡	新田義貞公墓所	昭34.9.1	江戸	坂井市丸岡町長崎	称念寺
31	県指定	史跡	西谷遺跡	平2.5.8	弥生～古墳	坂井市三国町西谷	坂井市
32	県指定	天然記念物	藤鷲塚のフジ	昭29.12.3		坂井市春江町藤鷲塚	藤鷲塚区
33	県指定	天然記念物	紀倍神社のオニヒバ	昭39.6.5		坂井市春江町木部西方寺	紀倍神社
34	県指定	天然記念物	女形谷のサクラ	昭48.5.1		坂井市丸岡町女形谷	女形谷区

資料編

令和7年4月1日現在

市指定（登録）文化財

No.	区分	種類	名称	指定日	時代	所在地	所有者・管理者
1	市指定	建造物	御嶽神社本殿	昭43.7.22	室町	坂井市三国町浜地	浜地区
2	市指定	建造物	米ヶ脇西光寺山門・鐘楼	昭45.10.28	江戸前期	坂井市三国町米ヶ脇	西光寺
3	市指定	建造物	称念寺石造多層塔	昭56.7.2	江戸	坂井市丸岡町長崎	称念寺
4	市指定	建造物	針原八幡神社石造多層塔	平6.10.21	鎌倉	坂井市春江町針原	八幡神社氏子会
5	市指定	建造物	信社王神社石造多層塔	平6.10.21	鎌倉	坂井市春江町下小森	下小森区
6	市指定	建造物	観音院の門	平16.3.24		坂井市春江町本堂	本堂区
7	市指定	建造物	西野家住宅	平17.10.13		坂井市三国町安島	個人
8	市指定	建造物	清永白山神社石造九重塔	平19.4.26	室町	坂井市坂井町清永	白山神社氏子会
9	市指定	建造物	新保春日神社 境内社巖島神社 石祠 附銅像 三面八臂弁財天坐像	平29.12.19	江戸	坂井市三国町新保	春日神社
10	市指定	建造物	新保春日神社 鳥居	平29.12.19	江戸	坂井市三国町新保	春日神社
11	市指定	建造物	永正寺鐘楼門 附 脇塀	令7.3.10	江戸後期	坂井市三国町神明二丁目	永正寺
12	市指定	建造物	永正寺長屋門	令7.3.10	江戸後期	坂井市三国町神明二丁目	永正寺
13	市指定	絵画	絹本着色 当麻曼荼羅図	令6.2.20	鎌倉～南北朝	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
14	市指定	絵画	絹本着色 仏涅槃図	令6.2.20	室町	坂井市三国町滝谷一丁目	瀧谷寺
15	市指定	彫刻	三國神社拝殿向拝の群猿像	昭43.7.20	江戸（幕末）	坂井市三国町山王六丁目	三國神社
16	市指定	彫刻	妙海寺石造千手観音菩薩立像	昭43.7.22	室町	坂井市三国町山王二丁目	妙海寺
17	市指定	彫刻	木造新井白石胸像	昭46.9.1	明治	坂井市三国町山王一丁目	三国南小学校
18	市指定	彫刻	春日神社木造神像（3軀一括）	昭46.9.1	鎌倉	坂井市三国町宿	宿区
19	市指定	彫刻	三國神社木造神馬像	昭46.9.1	明治	坂井市三国町山王六丁目	三國神社
20	市指定	彫刻	大湊神社獅子頭	昭51.7.27	安土・桃山	坂井市三国町安島	大湊神社
21	市指定	彫刻	豊原木造地藏菩薩立像	昭52.12.5	江戸	坂井市丸岡町豊原	豊原区
22	市指定	彫刻	称名寺木造聖徳太子立像	昭55.11.1	室町	坂井市三国町黒目	称名寺
23	市指定	彫刻	称念寺木造阿弥陀三尊立像	昭60.6.25	鎌倉	坂井市丸岡町長崎	称念寺
24	市指定	彫刻	大湊神社木造神像 男神像 男神像 女神像 男神像	昭61.4.1	平安	坂井市三国町安島	大湊神社
25	市指定	彫刻	金鳳寺木造聖観音菩薩立像	平16.2.6	鎌倉	坂井市三国町北本町三丁目	金鳳寺
26	市指定	彫刻	豊原寺木造阿弥陀如来坐像	平27.6.23	平安末期	坂井市丸岡町田屋	豊原三千坊 史料館
27	市指定	工芸品	松ヶ下区山車屋台	昭43.7.20	江戸後期	坂井市三国町南本町	松ヶ下区
28	市指定	工芸品	中元山区車屋台	昭43.7.20	江戸後期	坂井市三国町山王	中元区
29	市指定	工芸品	下西区山車屋台	平18.2.2	江戸後期	坂井市三国町南本町	下西区
30	市指定	古文書	森田家文書	昭43.7.22	安土・桃山 ～江戸	坂井市三国町山王	個人
31	市指定	古文書	称念寺文書	令1.12.17	室町～昭和	坂井市丸岡町長崎	称念寺
32	市指定	古文書	朝倉系図	昭56.7.2	江戸	坂井市丸岡町長崎	称念寺

資料編

No.	区分	種類	名称	指定日	時代	所在地	所有者・管理者
33	市指定	考古資料	牛ヶ島石棺	昭49.1.8	古墳	坂井市丸岡町霞	坂井市
34	市指定	歴史資料	高江住吉神社板碑	平3.3.27	南北朝～室町	坂井市春江町高江	高江区
35	市指定	歴史資料	寄安道場関係資料 (十字名号・方便法身尊形・本願寺親鸞聖人御名・本願寺歴代門跡御名・十字名号由緒書物・黄楊堂由緒版木)	平6.3.25		坂井市三国町緑ヶ丘四丁目	坂井市
36	市指定	歴史資料	赤坂白山神社板碑	平23.7.1	鎌倉	坂井市丸岡町赤坂	赤坂区
37	市指定	有形民俗	汗かき地蔵	平14.3.1		坂井市春江町西長田	西長田区
38	市指定	無形民俗	海女唄	昭45.10.27		坂井市三国町米ヶ脇	米ヶ脇区
39	市指定	無形民俗	いざき	昭45.10.27		坂井市三国町新保	新保区
40	市指定	無形民俗	三国節	昭45.11.10		坂井市三国町	三国節保存会
41	市指定	無形民俗	火の太鼓	昭47.9.21		坂井市三国町	火の太鼓保存会
42	市指定	無形民俗	竹田じょんころ	昭62.6.15		坂井市丸岡町善谷・山口・山竹田	竹田音頭保存会
43	市指定	無形民俗	越前打ち込み太鼓	平8.11.28		坂井市春江町	越前打込太鼓会
44	市指定	史跡	竹内藤右衛門の墓と 韃靼漂流者供養碑	昭43.7.22	江戸中期	坂井市三国町南本町四丁目	性海寺
45	市指定	史跡	森田家墓所	昭51.7.27	室町～明治	坂井市三国町南本町四丁目	性海寺
46	市指定	史跡	川上古墳	昭49.1.8		坂井市丸岡町川上	個人
47	市指定	史跡	銭瓶古墳	昭49.1.8		坂井市丸岡町山崎三ヶ	株式会社アコーディア・ゴルフ
48	市指定	史跡	豊原寺跡	昭49.1.8		坂井市丸岡町豊原	豊原区長
49	市指定	史跡	護城山八十八ヶ所霊場跡	昭49.1.8		坂井市丸岡町田屋	田屋区長
50	市指定	史跡	吉谷寺跡	昭49.1.8		坂井市丸岡町吉谷	個人
51	市指定	史跡	本多家歴代墓所	昭49.1.8		坂井市丸岡町巽	本光院
52	市指定	史跡	有馬家歴代墓所	昭49.1.8		坂井市丸岡町篠岡	高岳寺
53	市指定	史跡	渡辺泉龍碑	昭49.1.8		坂井市丸岡町女形谷	直乗院
54	市指定	史跡	蓑笠庵梨一の墓	昭49.1.8		坂井市丸岡町石城戸	台雲寺
55	市指定	史跡	黄楊の旧跡	平2.4.21		坂井市春江町寄安	寄安区
56	市指定	天然記念物	霞のタブノキ	昭49.1.8		坂井市丸岡町霞	坂井市
57	市指定	天然記念物	教徳寺のヒイラギ	昭60.6.25		坂井市丸岡町寄永	教徳寺
58	市指定	天然記念物	東二ツ屋のスダジイ	平4.2.6		坂井市丸岡町東二ツ屋	東二ツ屋区
59	市指定	天然記念物	笹原家のラカンマキ	平4.2.6		坂井市丸岡町上久米田	個人
60	市指定	天然記念物	桃田家のシイ	平7.11.20		坂井市春江町針原	個人
61	市指定	天然記念物	中庄のヤブツバキ	平17.5.6		坂井市春江町中庄	中庄区
62	市登録	建造物	上金屋八幡神社石造多層塔	平23.7.1	鎌倉	坂井市丸岡町上金屋	上金屋区
63	市登録	建造物	中庄神明神社石造多層塔	平23.7.1	鎌倉	坂井市春江町中庄	中庄区
64	市登録	歴史資料	石塚神社岩座	平23.7.1		坂井市春江町石塚	石塚区
65	市登録	史跡	てんのう堂	平23.7.1		坂井市丸岡町女形谷	女形谷区
66	市登録	史跡	実盛池	平23.7.1		坂井市丸岡町長畝	坂井市
67	市登録	史跡	瑩山禅師誕生地	平23.7.1		坂井市丸岡町山崎三ヶ	山崎三ヶ区

※他、非公開1件

資料編

坂井市全国文化芸術大会出場激励金の支給状況

個人

年度		内 訳					計
		小学生	中学生	高校生	大学生	一 般	
R 2		4	2	0	3	0	9
内訳	競技団体主催	4	2		3		9
	高校総文						0
	国際大会						0
R 3		0	1	7	1	5	14
内訳	競技団体主催		1	5	1	5	12
	高校総文			2			2
	国際大会						0
R 4		5	2	18	2	3	30
内訳	競技団体主催	5	2	4	2	3	16
	高校総文			13			13
	国際大会			1			1
R 5		7	1	23	0	9	40
内訳	競技団体主催	7	1	12		9	29
	高校総文			11			11
	国際大会						0
R 6		5	5	23	0	5	38
内訳	競技団体主催	5	5	15		5	30
	高校総文			8			8
	国際大会						0
合 計		21	11	71	6	22	131

団体

年度	団体数	団 体 名	大 会 名
R2	—	—	—
R3	2	三国高校吹奏楽部	第64回中部日本吹奏楽コンクール本大会 第21回東日本学校吹奏楽大会
R4	—	—	—
R5	—	—	—
R6	—	—	—

資料編

スポーツ施設利用状況（令和4年～令和6年度）

施設の名 称		年度／利用人数（人）		
		R 4	R 5	R 6
三国運動公園	①人工芝グラウンド	52,563	59,851	58,075
	②陸上競技場	18,904	20,611	25,236
	③野球場	14,326	26,330	25,447
	④テニスコート	25,054	18,057	20,875
	⑤ゲートボール場（屋外）	2,460	2,048	3,100
	⑥ゲートボール場（屋内）	6,575	5,516	6,775
	⑦子ども広場・中央公園	920	268	320
	⑧マレットゴルフコース	7,870	6,494	11,935
	⑨屋内温水プール	23,777	24,158	23,134
	⑩健康管理センター	7,788	7,229	5,627
⑪三国体育館	105,539	121,268	126,807	
⑫三国グラウンド	4,522	3,575	3,280	
⑬三国艇庫	2,841	3,448	2,778	
⑭丸岡体育館	66,896	68,019	81,717	
丸岡 スポーツランド	⑮サッカー場	4,603	6,488	4,547
	⑯合宿所	1,916	8,603	10,022
	⑰人工芝グラウンド	97,866	123,930	107,121
	⑱クラブハウス	23,341	41,460	62,112
	⑲ゲートボール場（屋外）	68	78	79
丸岡運動公園	⑳スケートボード広場	-	-	503
	㉑テニスコート	18,705	17,824	19,495
	㉒グラウンド	11,315	11,566	12,470
	㉓多目的屋内スポーツセンター	26,914	27,157	29,005
㉔丸岡今福体育館	26,461	27,039	31,203	
㉕丸岡武道館	12,003	13,663	13,671	
㉖鳴鹿テニスコート	47	44	33	
㉗丸岡ゲートボール場	0	0	0	
㉘霞ヶ城公園屋内球技練習場	4,223	5,719	4,985	
㉙丸岡情報団地公園（テニスコート）	1,044	1,264	754	
㉚丸岡フィットネスセンター	58,438	55,765	58,149	
㉛丸岡 B&G 海洋センター（屋内温水プール）	39,006	39,973	34,243	
㉜江留上公園グラウンド	223	245	733	
㉝春江体育館	49,039	52,269	13,887	
春江 B&G 海洋センター	㉞体育館	34,005	37,731	45,021
	㉟ゲートボール場（屋外）	9	0	100
	㊱水泳プール（屋外）		供用停止	
㊲春江北グラウンド	3,936	3,527	4,745	
㊳春江東グラウンド	795	1,668	1,886	
㊴春江テニスコート	8,821	5,625	1,772	
東十郷中央公園	㊵グラウンド	3,840	4,822	4,394
	㊶テニスコート	5,494	3,869	4,957
	㊷ゲートボール場（屋外）	29	10	0
㊸坂井体育館	29,899	34,775	26,031	
㊹坂井グラウンド	5,916	7,816	9,242	
㊺坂井武道館	8,737	12,300	13,748	
㊻坂井屋内スポーツセンター	6,101	7,782	7,760	

坂井市スポーツ少年団 登録者数推移

年 度	R2		R3		R4		R5		R6	
	団数	団員数	団数	団員数	団数	団員数	団数	団員数	団数	団員数
バレーボール	9	100	9	119	9	123	10	109	11	122
野球	11	183	11	197	10	197	10	191	10	198
サッカー	7	278	7	247	7	209	7	253	7	252
バドミントン	6	146	6	148	6	144	6	134	6	133
バスケット ボール	7	134	6	101	6	86	5	107	5	134
柔道	2	20	2	31	2	28	2	26	2	23
剣道	2	26	2	30	2	29	2	33	2	37
空手	2	35	2	42	2	42	2	36	2	41
ソフトテニス	1	32	1	34	1	31	1	35	1	38
陸上	1	54	1	40	1	37	1	57	1	67
卓球	1	10	1	9	1	14	1	17	1	15
合 計	49	1,018	48	998	47	940	47	998	48	1060

対象者：市内小学校1年生～6年生

資料編

全国規模大会の出場者の推移

〔坂井市スポーツ大会出場激励金支給要綱〕による激励金支給対象者・団体

(人)

個人

年 度	個人	内 訳						
		小学生	中学生	高校生	大学生	一 般	監 督	
R 1	391	67	49	133	8	107	27	
内 訳	競技団体主催	285	67	49	53	4	97	15
	国民スポーツ大会	36			17	4	10	5
	高校総体	70			63			7
	国際大会	0	0	0	0	0	0	0
R 2	60	7	21	17	8	4	3	
内 訳	競技団体主催	60	7	21	17	8	4	3
	国民スポーツ大会	0			0	0	0	0
	高校総体	0			0			0
	国際大会	0	0	0	0	0	0	0
R 3	256	42	57	106	7	16	28	
内 訳	競技団体主催	189	42	57	49	7	14	20
	国民スポーツ大会	1			0	0	1	0
	高校総体	65			57			8
	国際大会	1	0	0	0	0	1	0
R 4	396	61	90	133	9	77	26	
内 訳	競技団体主催	290	61	90	53	2	69	15
	国民スポーツ大会	43			24	7	7	5
	高校総体	62			56			6
	国際大会	1					1	
R 5	430	82	70	117	17	114	30	
内 訳	競技団体主催	328	82	69	44	10	104	19
	国民スポーツ大会	35			15	6	10	4
	高校総体	64			57			7
	国際大会	3	0	1	1	1	0	0
R 6	353	56	61	133	6	69	28	
内 訳	競技団体等主催	245	56	58	49	3	62	17
	国民スポーツ大会	37		3	19	3	6	6
	高校総体	70			65			5
	国際大会	1	0	0	0	0	1	0
合 計	1886	315	345	639	55	387	142	
内 訳	競技団体等主催	1397	315	344	265	34	350	89
	国民スポーツ大会	152			75	20	34	20
	高校総体	331			298			33
	国際大会	6	0	1	1	1	3	0
平 均	314.3	52.5	57.5	106.5	9.2	64.5	23.7	

団体

年度	団体数	団 体 名	大 会 名
R2	1	丸岡高校サッカー部	第99回全国高校サッカー選手権大会
R3	1	丸岡高校サッカー部	第100回全国高校サッカー選手権大会
R4	1	丸岡高校サッカー部	第101回全国高校サッカー選手権大会
R5	1	丸岡高校サッカー部	第102回全国高校サッカー選手権大会

市内トップチームの状況

坂井市地域密着型トップスポーツチーム支援事業補助金該当団体

坂井フェニックスサッカークラブ

1979 (S54設立)

年 度		北信越フットボールリーグ
2020	R2	1部 7位 / 8チーム
2021	R3	1部 6位 / 9チーム
2022	R4	1部 7位 / 8チーム
2023	R5	2部 優勝 / 8チーム
2024	R6	1部 8位 / 8チーム

福井丸岡 RUCK

1991 (H3) 年設立

年 度		北信越フットボールリーグ	
		日本女子フットサルリーグ	全日本女子フットサル選手権
2020	R2	リーグ戦 6位 / 11チーム	準々決勝敗退
2021	R3	リーグ戦 4位 / 11チーム	準々決勝敗退
2022	R4	リーグ戦 6位 / 10チーム 下位リーグ 優勝	準々決勝敗退
2023	R5	リーグ戦 5位 / 11チーム 上位リーグ 4位	準々決勝敗退
2024	R6	リーグ戦 6位 / 11チーム 上位リーグ 6位	3 位



第二次 坂井市教育振興基本計画 (後期)

発行 令和8年3月
編集・発行 坂井市教育委員会教育総務課
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1
TEL 0776-50-3160 FAX 0776-68-1480
E-mail : kyouiku@city.fukui-sakai.lg.jp